令和5年度

信用保証協会のあらまし

Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken



令和5年度

信用保証協会のあらまし

Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ker



兵庫県の木「くすのき」をモチーフに、2色の葉とその数は兵庫県の29市と12町を表し、そのフォルムは兵庫県をかたどっています。 すくすくと枝分かれし伸びる木々は、さらなる地域経済・社会の発展を願っています。







平素から当協会の業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜っておりますこと、 厚くお礼申し上げます。

信用保証をご利用のお客様をはじめ、広く県民の皆さまに当協会の経営方針や業務内容、運営状況などをわかりやすくご案内させていただくため、本年度も「信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の取組についてご理解をいただければ幸いです。

令和5年度は、コロナ禍による行動制限がさらに緩和され、社会経済活動の正常化が 期待されます。

しかしながら、先行き不透明な国際情勢や供給面の制約、燃料・原材料価格の高騰、深刻化する人手不足など、事業者の皆さまを取り巻く外部環境は、依然として厳しい 状況にあると思われます。

こうした状況を踏まえ、当協会では、コロナ禍の影響はもとより、様々な経営課題を抱える事業者の皆さまに対し、個々の実情に応じた支援策を提供すべく、金融機関をはじめとした関係機関と緊密に連携し、業況や経営課題の把握に努め、資金繰り支援、プッシュ型の経営支援に全力を尽くしていきます。

また、県下の支援機関が一堂に会する「兵庫県地域支援金融会議」の枠組みを活用し、 各機関が取り組んだ経営支援の好事例や支援メニューを共有する機会を設けるなど、 経営支援の横展開をより一層拡大していきます。

さらに、持続可能な経済・社会の実現に向けて、当協会自身のSDGsに対する取組は もとより、「SDGs支援保証「ステップ」」の活用などを通して、SDGs達成に向けて取り 組む事業者の皆さまの後押しにも積極的に取り組んでまいります。

今後とも、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、 役職員一同、業務遂行に精励してまいりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

目次

信用保証協会の概要 協会の目的と基本理念・基本方針 協会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	04 06 07 08
信用保証のしくみ 信用補完制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
信用保証の概要 信用保証の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 18 19 24 26 32 34
中期事業計画(令和3年度~令和5年度)中期事業計画(令和3年度~令和5年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
令和5年度経営計画 令和5年度経営計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
令和4年度事業概況 令和4年度事業概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 42
財務報告 貸借対照表・財産目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44 46 48
信用保証の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52 59 60 62
広報活動、反社会的勢力への対応、コンプライアンス、協会組織 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64 65 66 68 72 74 75 76

信用保証協会の概要

協会の目的と基本理念・基本方針

協会の目的

兵庫県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者(以下、「事業者」という。)が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

経済変化への迅速・的確な対応を目指して

事業者のために

日本の産業社会において、事業所・従業員数の 大半を占めている事業者は経済活力の源泉であり、 雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて 重要な存在です。

兵庫県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき 設立された公的機関として、金融上の「公的保証人」 となって、事業者と金融機関を結ぶ「架け橋」の役 割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は事業者の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、事業者の活力を創造していきます。

基本理念

当協会では、以下の「基本理念」を定め、激しく変動してゆく経済・社会の中で果たすべき役割と責任を十二分に 認識し、事業者の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざしています。

私たちは事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざし地域経済・社会の発展に貢献します

基本方針

「基本理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

』 公正・的確・迅速な「信用保証」を提供する

- ①適正かつ健全な経営努力を続ける中小企業等の経営基盤の安定・強化に寄与するため、新たな信用 創造に努め、適宜・適切な保証を提供する。
- ②自主・中立の公的機関として、第三者の介在・介入を排除し、適正保証の推進に努める。

2. 信頼される保証業務を推進する

- ①中小企業の良きパートナーとして地域経済・社会の発展に貢献するため、人材の育成に努め、資質の 向上を図る。
- ②広く信頼される保証協会をめざし、多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、情報の提供、 関係機関との連携強化に努め、より質の高い保証業務を推進する。

3. 揺ぎない経営基盤を確立する

- ①激変する金融環境の中にあって、信用補完制度の健全な運営と発展を図るため、将来に亘って揺ぎの ない経営基盤を確立する。
- ②情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。

協会の概要

兵庫県信用保証協会の概要

設 立・・・昭和23(1948)年10月23日 根拠法律・・・信用保証協会法

(昭和28(1953)年8月10日制定)

関係法律・・・中小企業信用保険法

(昭和25(1950)年12月14日制定)

事務所···本所(神戸事務所)、阪神事務所、 姫路事務所、但馬支所、淡路支所、

西脇支所、加古川支所

常 勤 役 職 員 · · · · · · · · · · · · · 238名

基 本 財 産・・・・・・・・・・ 881億円 保証承諾額・・・・・・・・3,617億円

保証債務残高・・・・・・・1 兆8,158億円

保証債務残局・・・・・・・・・ | 兆8, | 58億円

代位弁済額・・・・・・・・・157億円

求償権回収額・・・・・・・・・・・49億円

※数値は令和4年度末現在



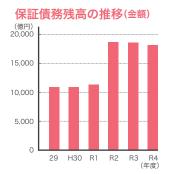
保証承諾の推移(金額) (億円) 15,000 12,000 9,000

H30 R1

29

R2

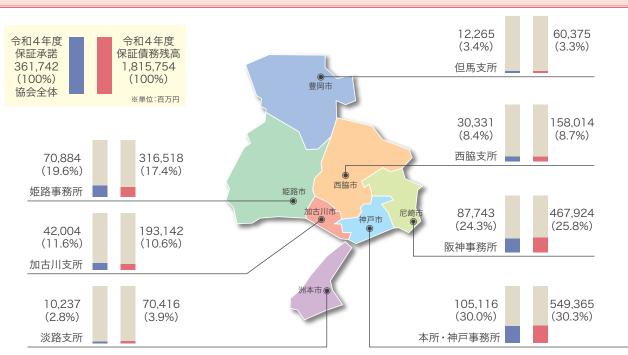
R3 R4 (年度)







事務所・支所別の保証承諾、保証債務残高の状況



協会の沿革

◎私たちは地域とともに歩み続けていきます。

兵庫県信用保証協会が発足したのは、戦後の混乱が色濃く残る昭和23(1948)年のことでした。百貨店の一室を借り、8人で保証業務を開始して以来、地域とともに歩み続けています。この間、兵庫県は鉄道網や高速道路網の発達、明石海峡大橋の開通など大規模な基盤整備が進む一方で、阪神・淡路大震災による甚大な被害を受けるなど、激動の時代を駆け抜けてきました。我が兵庫県信用保証協会においては、それぞれの時代の変化を適切に捉え、タイムリーな信用保証業務を展開することで、県内事業者の金融円滑化に尽力してきました。

兵庫県信用保証協会の主な出来事

昭和23年 10月23日 兵庫県信用保証協会が社団法人として

神戸市に設立

昭和26年 「中小企業信用保険法」に基づく保険契約締結

昭和29年 「信用保証協会法」に基づく法人に組織変更

昭和32年 姫路支所、尼崎支所開設

昭和33年 中小企業信用保険公庫(現㈱日本政策金融公庫)設立、

「信用補完制度」確立、但馬支所、淡路支所開設

昭和39年 「手形貸付根保証」、「手形割引根保証」創設

昭和40年 「特別小口保証」、「追認保証」創設

昭和48年 保証債務残高1,000億円突破

西脇支所、加古川支所開設

昭和61年 「当座貸越根保証」創設

昭和62年 「事業者カードローン根保証」、「長期経営資金保証」創設

昭和63年 保証債務残高5,000億円突破

平成 5年 保証債務残高1兆円突破

平成 7年 阪神·淡路大震災「災害復旧融資」創設

新本所ビル竣工

保証債務残高1兆5,000億円突破

平成10年 「中小企業金融安定化特別保証」創設

平成12年 「特定社債保証 < 私募債 >」創設

平成13年 「売掛債権担保融資保証」創設

平成14年 神戸事務所設置

「資金繰り円滑化借換保証(現「借換保証」)」、

「事業再生保証」創設

平成15年 「下請振興関連保証」創設

平成18年 保証料率体系を改正(9段階の保証料率体系を導入)

平成19年 「責任共有制度」導入

「流動資産担保融資(ABL)保証」創設

平成20年 阪神事務所を開設(尼崎支所を改組・改編)

「原材料価格高騰対応等緊急保証(景気対応緊急保証)」創設

平成23年 「東日本大震災復興緊急保証」創設

コンピュータ共同システム「コモンシステム」へ移行

平成24年 「経営力強化保証」創設

平成26年 「経営者保証ガイドライン対応保証」、「経営改善サポート

保証(事業再生計画実施関連保証)」創設

平成27年 「養父市アグリ特区保証(養父市国家戦略特別区域農業

保証)」創設

平成28年 「災害時発動型予約保証そなえ」、「ひょうご発展支援保証

リード」創設

平成29年 「短期継続保証たんけい」、「事業性評価保証タッグ」創設

平成30年 設立70周年を迎える

「経営改善借換保証ぜんしん」創設

令和 2 年 新型コロナウイルス感染症流行により、危機関連保証発動

令和 4 年 SDGs支援保証「ステップ」創設



昭和38年 ポートタワー完成 (神戸新聞社撮影)



昭和47年 山陽新幹線開通 (神戸新聞社撮影)



昭和56年 神戸ポートアイランド博覧会開催 (神戸新聞社撮影)



平成7年 阪神·淡路大震災 (神戸新聞社提影)



平成18年 神戸空港開港 (神戸新聞社撮影)



平成27年 姫路城「平成の大修理」完了 (姫路市撮影)

協会の業務

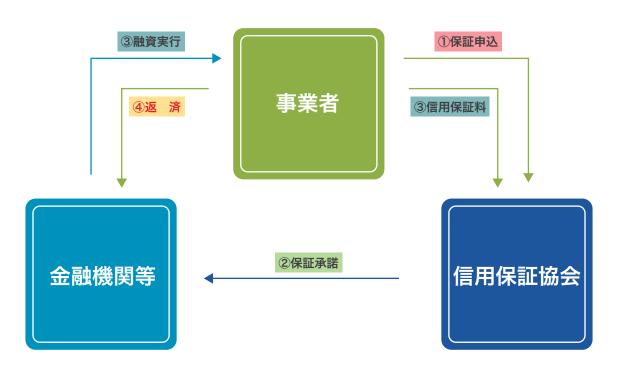
当協会は、事業者の金融円滑化促進を通じて地域経済・社会の発展に貢献することを役割とし、信用保証業務、経営支援業務、回収業務の三つの業務を中心に行っています。昨今の激しく変動する経済社会の中で、新たな保証商品の開発を含めた事業者への適切な保証の提供に加え、保証利用者のフォローアップ、実態を踏まえた返済相談に応じるなど様々な取組を通じてその役割を果たしています。

信用保証業務

信用保証協会では、事業者が金融機関から事業に必要な資金を借りる際、その保証人となることにより、 事業者が資金を借りやすくなるように支援しています。

当協会では、創業や生産性向上、経営改善、事業承継等、事業者が抱える経営課題に応じた保証制度を用意しており、金融機関をはじめとした関係機関と連携の上、事業者の資金需要を把握し、迅速かつ的確な信用保証の提供に努めています。

特に、近年は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)や燃料・原材料価格の高騰、人手不足等の影響を受けた事業者への資金繰り支援に全力で取り組むとともに、ウイズコロナ政策が進む社会情勢下での課題解決を促す保証を積極的に提供しています。



①保証申込

信用保証委託申込書等の 必要書類一式を提出して 頂きます。

2保証承諾

信用保証協会は、事業内容 や経営計画などを検討し、 保証が可能か総合的に判断 します。

3融 資

保証承諾後、信用保証書の 交付を受けた金融機関が ご融資いたします。この際、 信用保証協会へ所定の信用 保証料をお支払いいただ きます。

4返 済

返済条件に基づき、借入金 を金融機関へご返済いた だきます。

経営支援業務

当協会では、創業支援や経営改善・事業再生支援、事業承継支援などライフステージの様々な局面における経営課題の解決を図るため、各種相談窓口を設け、関係機関と連携しながら積極的な経営支援に努めています。

創業支援

これから事業を始める方や創業間もない事業者への資金繰り支援をはじめ、創業計画策定支援や創業後のアフターフォロー、創業に関する理解と関心を深める創業イベントや学生向け起業家育成講座等を開催し、創業にかかる支援を行っています。

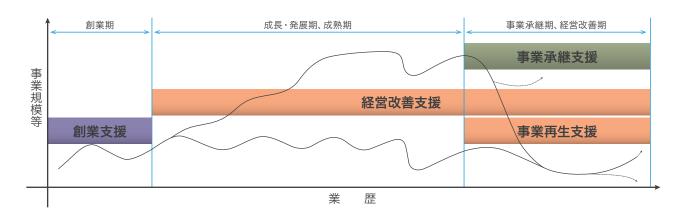
経営改善・事業再生支援

売上の減少等、経営課題を抱える事業者に対して、経営状態のモニタリングや課題解決に向けた提案、経営改善計画策定支援、中小企業診断士等の外部専門家派遣等を行い、経営改善にかかる支援を行っています。また、必要に応じて、取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う経営サポート会議を開催しています。

さらに、代位弁済後も意欲を持って事業を継続している事業者については、中小企業活性化協議会 や金融機関等、関係機関と連携の上、事業再生にかかる支援を行っています。

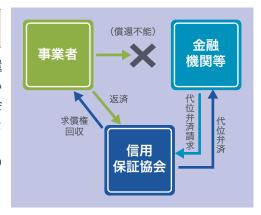
事業承継支援

事業承継での様々な局面での資金需要に対する資金繰り支援や「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」、 金融機関と連携した円滑な事業承継サポート、事業承継に関する課題を解決するため、中小企業診断士 等の外部専門家派遣等を行い、事業承継にかかる支援を行っています。



求償権回収業務

事業者が倒産などの事由により債務を返済できない事態(償還不能)となった場合、信用保証協会は金融機関に代位弁済を行います。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となり、事業者の実情に応じた債権(求償権)の回収を行います。求償権回収業務では、事業者との面談や電話等により返済交渉を行い、必要に応じて法的措置を行うなど、求償権の回収に努めています。



SDGsへの取組

▲ 兵庫県信用保証協会 SDGs宣言

当協会は、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざし地域経済・社会の発展に貢献します」という基本理念のもと、令和4年1月1日付で、SDGs(持続可能な開発目標)の趣旨に賛同することを宣言し、信用保証業務を通じてSDGsの推進を図り、目標達成に向けた取組を進めてまいります。また、当協会自身の取組に加えて、事業者の皆さまのSDGsの取組を後押ししていきます。

2 兵庫県信用保証協会 SDGsへの主な取組

(1)信用保証を通じたSDGs達成への取組

①信用保証を通じた地域経済への貢献

- ・事業者への信用保証を通じた金融の円滑化及び雇用安定への貢献
- ・危機発生時における中小企業金融のセーフティネット機能の発揮
- ・SDGsに取り組もうとする事業者の後押しをする保証の展開







②創業者への保証支援

- ・創業関連保証に係る保証料割引の実施
- ・再挑戦支援保証の保証料割引の実施









③個別の課題に対応する事業者への保証支援

- ・事業承継にかかる多様な資金需要に対応する「事業承継・M&A保証「リレー」」の推進
- ・高い技術・経営力を有する事業者、ワークライフバランスを重視した経営・健康経営を実施している事業者に対して保証料の割引を実施する「技術・経営力発展保証「スター」」の推進
- ・防災・減災のための保証制度の推進(「災害時発動型 予約保証「そなえ」」、「技術・経営力発展保証「スター」」)
- ・養父市国家戦略特別区域農業保証(通称:養父市アグリ特区保証)の推進









(2)経営支援、イベントの開催を通じたSDGs達成への取組

①様々な課題に対応する事業者への経営支援

- ・創業フェア、創業セミナー実施による起業家支援
- ・専門家派遣の実施
- ・各種経営支援による倒産企業低減への貢献
- ・SDGs に係る情報の発信等、事業者への啓 発活動の推進











②その他の事業者への支援

- ・「ひょうご神戸スタートアップファンド」への出資
- ・国際フロンティア産業メッセ等の産業フェアへの参加







(3)その他の活動を通じたSDGs達成への取組

- ①協会経営を通じた地域社会への貢献
- ・徹底した新型コロナの感染防止策の実施
- ・コンプライアンス態勢の堅持
- ・リスク管理体制の強化
- ・IT技術の活用等による生産性向上
- ・反社会的勢力の排除への取組



3 すべての人に 健康と福祉を

_⁄\/****•







②人材の育成

- ・ワークライフバランスの推進
- ・研修制度の充実、資格取得奨励制度による自己啓発 意欲向上への取組
- ・職員の健康管理に係る各種施策の推進
- ・SDGs推進チームの設置と職員の育成強化
- ・職員の健康に対する意識を高め、活気ある職場環境を醸成することを目的として「健康企業宣言」を実施
- ・「くるみん認定」「えるぼし認定」の取得に向けた取組を開始

③地球環境保全への貢献

- ・グリーンボンドの購入(兵庫県が令和4年9月20日に初めて発行した「兵庫県SDGs債(グリーンボンド)」をはじめとするSDGs債
- ・使用済用紙のリサイクル
- ・クールビズ、ウォームビズの推進
- ・Web会議の導入等業務のデジタル化による消費エネルギーの削減
- ・保証書の電子交付の取扱拡大や役員会をはじめとした内部会議 でのタブレットによるペーパーレス化の推進
- ・フードドライブによる食品ロスの削減
- ・「実質再生可能エネルギー 100%」の活用施設の拡大



















事業者のSDGsの推進を後押しする当協会の取組について

1.SDGs支援保証「ステップ」の創設

令和4年6月8日から、SDGs達成に向けて取り組む事業者に対して、その取組を 後押しし、SDGs達成に資することを目的として、SDGs支援保証「ステップ」の取扱い を開始しました。

本保証商品は、「兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」により、SDGs推進宣言が登録されている方」もしくは「兵庫県内の市町が実施するSDGs宣言登録制度に登録されている方」が対象となる保証商品で、通常の保証料率よりも平均20%割引となります。商品の概要はP26で掲載しているほか、当協会のホームページでチラシをダウンロードできますので、ご活用ください。

SDGS交換保証 SDGS交換保証 SDGS交換保証 SDGS交換保証 SDGS交換保証 SDGSACLANTE ALGRES — 少定接行し1 WARRANTE ALGRES — 少定接行し1 WARRANTE ALGRES — 少定接行し2 WARRANTE ALGRES — DECEMBER CARTING CONTROL CONTROL

2.SDGs啓発用リーフレット「中小企業者のためのSDGsのご案内」の作成

より多くの事業者がSDGsに取り組んでいくため、当協会のSDGs啓発活動の一環として、「中小企業者のためのSDGsのご案内」を作成しました。

本リーフレットでは、SDGsの概要やSDGsが事業者にとってなぜ必要なのか (SDGsに取り組むメリット)、SDGs取組例、SDGsの進め方などをまとめています。 リーフレットは当協会のホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。



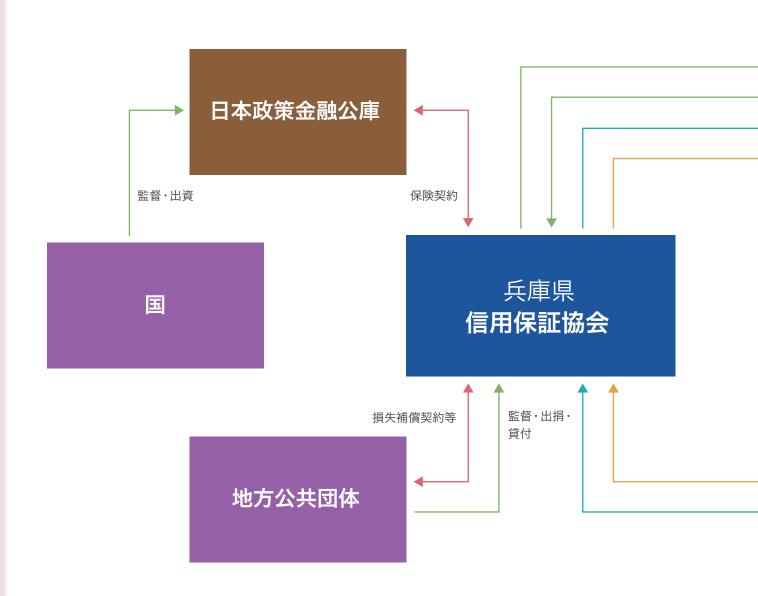
信用保証のしくみ

信用補完制度

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金等を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクへの資金的な裏付けを行います。さらに、信用保険制度により代位弁済に伴う保証協会のリスクをカバーし、負担を軽減することで、より広範な事業者の金融を円滑にすることができるようになります。このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。



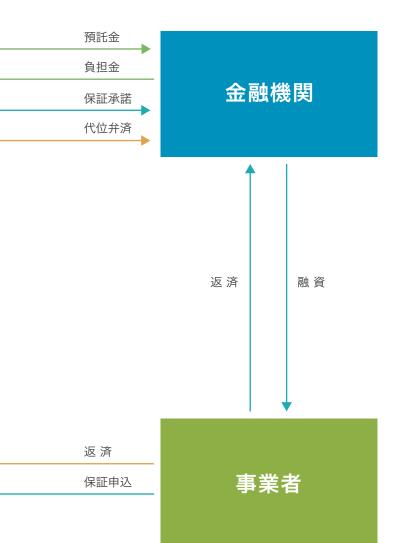
信用補完制度とは 「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です

信用保証制度

事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、事業者へ円滑に資金供給を行っています。その際、信用保証協会は事業者から保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対して代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結んでいます。万一、保証付融資が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行います。この代位弁済額のうち一定の金額について、信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金として受領し、その後、回収に応じて返納しています。

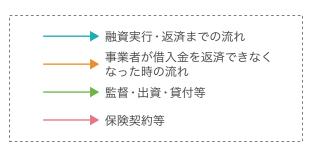


県・市町と信用保証協会との関係

県および24市4町では、事業者の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じた融資制度を実施しています。

融資制度によっては、当協会と県・市町との間に 損失補償契約を締結しています。万一、代位弁済 となった場合、信用保険制度で担保されない部分 について、当協会は損失補償金を県・市町から 受領し、その後、回収に応じて返納しています。

県は、当協会を通じて取扱金融機関へ資金の 預託(令和4年度4,637億28百万円)をして います。この預託は、融資制度の積極的な実施と 低金利貸出のための原資となります。

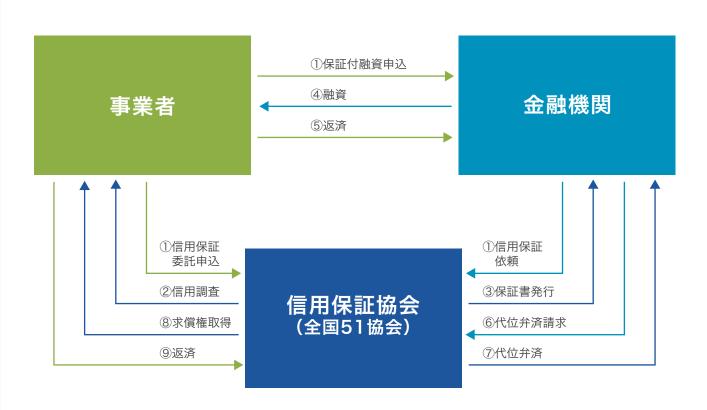


信用保証制度と信用保険制度

信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、事業者、金融機関、信用保証協会(以下「保証協会」)の三者となります。

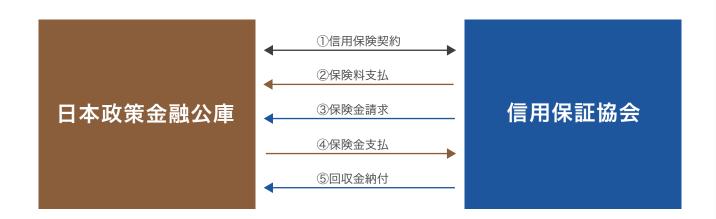
- ①事業者は金融機関を経由して保証協会に信用保証委託申込をします(保証協会へ直接申込むことも可能です。また、市町の商工担当部署や商工会・商工会議所などでも取扱っています)。
- ②保証協会は申込のあった事業者について信用調査をします。
- ③保証協会が審査の結果、信用保証が適当と認めたときは金融機関に対し保証書を発行します。
- ④金融機関は保証書に基づき事業者に融資を行います。このとき、事業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤事業者は融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金の返済をします。
- ⑥事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦保証協会は金融機関からの請求に基づき、事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧保証協会は事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨事業者は保証協会に対して返済をします。
- ※⑥~⑨は債務不履行が発生した場合
- ※保証付融資については保証協会と金融機関が適切な責任共有を図っています。詳細につきましては、18ページ「責任共有制度について」をご覧ください。



信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫(以下「日本公庫」)と信用保証協会(以下「保証協会」)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は保証協会の保証に 対して保険を引受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%~90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した事業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



信用保証の概要

信用保証の利用について

企業規模

法人は、資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方(特定非営利活動法人(NPO法人)は常時使用する従業員数)が下表に該当すればご利用いただけます。

個人事業者は、常時使用する従業員数が下表に該当すればご利用いただけます。

	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運送·倉庫業、不動産業、旅行業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種については下表のとおりです(特定非営利活動法人(NPO法人)には適用されません)。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

[※]生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、公序良俗に反する風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、 その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。 法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。 ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

[※]組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

[※]医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

(令和5年6月現在)

業歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。 ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。 なお、創業関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

保証限度額

個人・会社・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

[※]上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

保証期間

個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。

なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の融資制度等については、それぞれの制度の定めるところによります。

資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

担保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

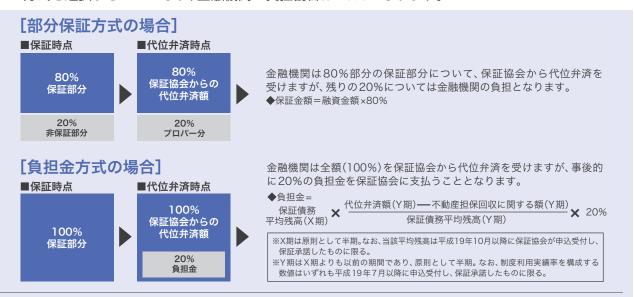
責任共有制度について

責任共有制度の導入について

保証協会の保証付融資については、原則として保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

1. 責任共有制度の概要

金融機関は部分保証方式(金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式)、または負担金方式 (金融機関の過去の制度利用実績(代位弁済率等)に基づき一定の負担金を支払う方式)のいずれかの 方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。



※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。
※部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

2. 責任共有制度の対象とならない保証

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。 具体的には、次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

◎対象除外

- ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号
- ②危機関連保証
- ③災害関係保証
- ④創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)
- ⑤特別小口保険に係る保証
- ⑥事業再生保証
- **⑦小口零細企業保証**

- ⑧求償権消滅保証
- (流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く)
- **⑨破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)**
- ⑩東日本大震災復興緊急保証
- ①経営改善サポート保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)
- ② **伴走支援型特別保証制度**(セーフティネット保証4号利用またはセーフティネット保証5号および一般保証について借換特例を利用した場合)

(注)特定非営利活動法人(NPO法人)は一部利用できないものがあります。

信用保証料①

保証料率

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。保証料率は、平成18年4月から事業者の経営状況に応じた9区分の体系に改定しました(現在の責任共有外保証料率を適用)。平成19年10月の「責任共有制度」導入以降、現在の保証料率体系となっています。

保証料率決定スキーム



定量要因による評価

CRDにより財務データを評価し料率区分を判定

[責任共有対象保証]

[責任共有対象外保証]

ご利用いただく保証が責任共有対象であれば「責任共有 保証料率」が適用されます。この場合、「貸付金額」に責任 共有保証料率を乗じ信用保証料を算出します。 ご利用いただく保証が責任共有対象外であれば「責任共有 外保証料率」が適用されます。この場合、「保証委託額」に 責任共有外保証料率を乗じ信用保証料を算出します。

制度	区分		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
	責任共有 保証料率	BSあり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
基準料率		BSなし		1.15%							
基準科学 	責任共有外	BSあり	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
	保証料率	BSなし					1.35%				

※1 CRDとは中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)の略で、中小企業金融の円滑化を支援するための事業者の経営関連のデータベースです。 ※2 BSとは貸借対照表のことです。 ※3 特殊保証(当貸、カードローン等)や県・市町の融資制度については、さらに料率が低くなるものがあります。 ※4 特別な保険を利用する保証や全国統一の保証料率が既定されている保証等については、別途料率が定められているものがあります。

保証料率の割引

以下に該当される方については保証料率を0.1%割引します

①会計処理に関する割引

会計参与を設置しており、その旨の登記を 行った事項を示す書類(履歴事項全部証明書等) の提出があった会社

②有担保割引

物的担保を提供いただいた場合

- (注1)一部の保証については、割引が適用とならない場合があります。
- (注2)物的担保とは、不動産、有価証券、船舶、工場財団 等のことをいい、人的担保(保証人)や割引手形等は 除きます。

③商工会・商工会議所の推薦に 基づく割引

商工会・商工会議所の経営指導を受け、かつ商工会・商工会議所の推薦を受けた 小規模事業者

(ただし、「小口零細企業保証」を活用した県、市町融資制度の保証申込の場合のみ)

※上記以外にも保証料率の割引が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

*

保証料率の決定

信用保証料②

信用保証料の計算

信用保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。 なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証(根保証等)は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」 で算出します。

※算出された保証料に円位未満の端数が生じたときは切捨てます。また保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円位未満の端数を切捨てた上、合算します。

【計算式 一括返済の場合(根保証を含む)】※月単位の場合

信用保証料=貸付金額×保証料率× 保証期間 12

【計算例

貸付金額1,000万円、保証期間12カ月 保証料率1.15% 1,000万円×1.15%×12÷12=**115,000円**

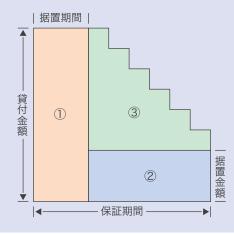
【計算式 分割返済の場合】※月単位の場合

信用保証料=①+②+③

①据置期間部分の信用保証料=貸付金額×保証料率× $\frac{据置期間(月)}{12}$

②据置金額部分の信用保証料=据置金額×保証料率× 保証期間(月)-据置期間(月) 12

③分割返済部分の信用保証料=(貸付金額-据置金額)×保証料率× $\frac{保証期間(月)-据置期間(月)}{12}$ ×分割係数



【計算例】

貸付金額1,000万円、保証期間12カ月のうち6カ月据置 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払 保証料率1.15%

①1,000万円×1.15%×6÷12=57,500円 ②400万円×1.15%×(12-6)÷12=23,000円

③(1,000万円-400万円)×1.15%×(12-6)÷12×0.70=24,150円

①+②+③=104,650円

分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

[※]分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

条件変更保証料の計算

条件変更保証料は次の方法により計算します(日割計算)。

- ①保証期限内の条件変更 条件変更保証料=変更後条件による信用保証料-控除計算額(未経過保証料)+未収保証料
- ②保証期限後の条件変更 条件変更保証料=変更後条件による信用保証料+期限経過後保証料+未収保証料

未経過保証料の計算式

未経過保証料とは、既収保証料のうち条件変更の承諾日(変更承諾日)の翌日から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる信用保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

未経過保証料=既収保証料×未経過率

未経過率

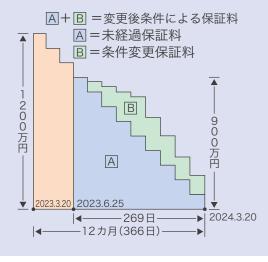
一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率=未経過期間÷当初保証期間
分割返済の場合	未経過率=(未経過期間÷当初保証期間) ²

【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

例1)保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件						
貸付金額	12,000,000円					
貸付日	2023.3.20					
保証期限	2024.3.20					
保証期間	12カ月(366日)					
返済方法	2023.4から2024.2まで 毎月20日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済					
保証料率	1.15%					





【計算例】

既収保証料 89,700円

- ●未経過保証料 国=既収保証料×未経過率 89,700円×(269日÷366日)²=48,454円…①
- ●変更後条件による保証料 A + B = 変更後金額×保証料率×変更後保証期間(日) ×分割係数 365
 - 9,000,000円× 1.15%×269日 ×0.72=54,920円···②
- ●条件変更保証料 🗵 = ② − ① 54,920 円 − 48,454 円 **= 6,466 円**

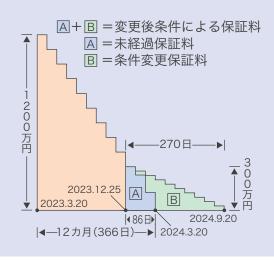
※不均等返済用の分割係数を適用しています。

信用保証料③

例2)保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件							
貸付金額	12,000,000円						
貸付日	2023.3.20						
保証期限	2024.3.20						
保証期間	12カ月(366日)						
返済方法	2023.4から2024.2まで 毎月20日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済						
保証料率	1.15%						

	;	変更後条件		
	変更後金額	3,000,000円		
	変更承諾日	2023.12.25		
>	変更後期限	2024.9.20		
	変更後保証期間	270日		
	返済方法	2024.1 から2024.8まで 毎月20日に300,000円、 残額600,000円期日返済		
	保証料率	1.15%		



【計算例】

既収保証料 89,700円

- ●未経過保証料 A=既収保証料×未経過率 89,700円×(86日÷366日)²=4,952円…①
- ●変更後条件による保証料 🗐 + 📵 = 変更後金額× 保証料率×変更後保証期間(日) ×分割係数 3,000,000円× 1.15%×270日 ×0.65=16,588円…②
- 3,550,50013 365 x0.5 ●条件変更保証料 B=②-① 16,588円-4,952円=**11,636円**

信用保証料の分割支払

信用保証料は一括支払の他、保証期間が2年を超える場合(当座貸越根保証、カードローン根保証は保証期間が1年を超える場合)は、申し出により以下の分割徴収基準表に基づき分割支払ができます。

分割徴収 基準表

[=] */r	/D=T#088								回次							
回数	保証期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2年超4年以下	75	25													
3	4年超6年以下	60	30	10												
4	6年超8年以下	45	35	15	5											
5	8年超10年以下	35	30	20	10	5										
6	10年超12年以下	30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以下	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以下	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
13	24年超26年以下	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
14	26年超28年以下	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
15	28年超30年以下	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2
2	当座貸越 カードローン	50	50													

※第1回目の保証料は、貸付実行時にお支払いいただきます。第2回目以降の保証料については、1か年毎のお支払いとなります。

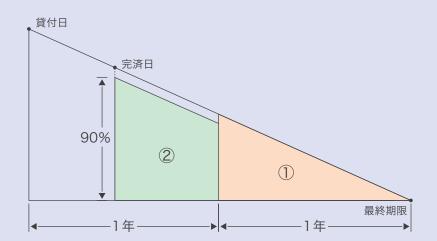
信用保証料の返戻(返戻保証料)

保証期限前に借入金を完済した場合は、信用保証料の一部を返戻しています。 返戻は次の①と②の合計金額です(ただし、1,000円以下は返戻しません)。

【計算式】

返戻保証料=①+②

- ①貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間(1年間)までを除いた未経過期間(年単位)にかかる信用保証料
- ②完済日の属する期間(1年間)については、完済した日までを除いた未経過期間にかかる信用保証料の90%



【計算例】

貸付金額1,000万円、保証期間24カ月(730日)、均等分割返済、保証料率1.15%、当初保証料138,000円、270日目に完済

①138,000円×
$$\left(\frac{365 \, \Box}{730 \, \Box}\right)^2 = 34,500$$
円

②{138,000円×
$$\left(\frac{365 \, \Pi + 95 \, \Pi}{730 \, \Pi}\right)^2 - 34,500 \, \Pi$$
}×90%=18,266円(円未満切り捨て)

①+②=52,766円

保証制度における コロナ禍への対応と重点課題への取組

兵庫県信用保証協会では、新型コロナの影響を受けている事業者の資金繰りの安定を図るための保証制度やポストコロナ社会において発生する課題の解決を支援するための保証制度をご用意しています。

対象となる方	目 的	課題	保証制度	
受新			伴走支援型特別保証制度	
受けた事業者の方	新型コロナの影響により、売上減少した事業者に	I \ I.	兵庫県融資制度 「伴走型経営支援特別貸付」	
業者の影響	対し、資金繰りの安定を図るため支援を行います。	売上減少	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	
- T			兵庫県融資制度「経営安定資金」	
			経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証(感染症対応型))	経営者保証が
		経営健全化 (改善、再生等)	経営改善借換保証「ぜんしん」	保証
			短期継続保証「たんけい」	
			創業関連保証	K
			再挑戦支援保証	イドライン
		創業・ 再チャレンジ	スタートアップ創出促進保証制度	
=⊞			兵庫県融資制度「開業資金」	基
題解			地域活力向上保証「ふるさと」	づく
· · · · · · · · · · · · · · ·			事業承継特別保証制度	経
課題解決等に取り組む事業者の方	ポストコロナ社会において発生する課題の解決に 前向きに対応する事業者に対する支援を行い ます。	事業承継	経営承継借換関連保証	に基づく経営者保証を不要とす
む 事			兵庫県融資制度「事業承継支援貸付」	を
業者			事業承継・M&A保証「リレー」	小要
の方			兵庫県融資制度「事業展開融資」	とする
			ひょうご発展支援保証「リードα」	る 保 証
		# * # 6 1	事業性評価保証「タッグ」	証
		生産性向上 事業再構築	技術・経営力発展保証「スター」	
			SDGs支援保証「ステップ」	
			事前審査型保証 (金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」 「ひやくライト」、兵庫県融資制度 「経営活性化資金」	

[※]上表の兵庫県融資制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

制度の特長
・新型コロナの影響を受けた方の資金繰り支援に加え、金融機関による継続的な伴走支援により、経営の安定や生産性等の向上を支援。 ・売上減少要件(前年同月比5%以上)や経営行動計画の策定などの一定の要件がある。 ・低保証料率(国が保証料の一部を補助)で最大1億円までの調達が可能。ただし、限度額は「伴走支援型特別保証制度」と「伴走型経営支援特別貸付」の両制度と合算して、1億円となる。 ・「伴走型経営支援特別貸付」を利用すると、低金利・低保証料率(国が保証料の一部を補助)で調達が可能。
・突発的な災害や全国的な不況等で売上等が減少し、経営の安定に支障が生じている方の資金調達を支援。 ・通常の保険とは別枠を利用。 【セーフティネット保証4号】 【セーフティネット保証5号】 ・売上高等減少率20%以上 ・対象となる事由、指定期間・地域の要件がある。 ・売上高等減少率5%以上 ・指定業種の要件がある。
・売上減少等、経営の安定に必要な資金を低金利で調達することが可能。 ・セーフティネット保証および危機関連保証と併用することが可能。 ・制度例:「経営円滑化貸付」等
・事業再生計画等に従って、経営改善に取り組む方を支援。 ・一部、国による保証料補助を実施。 ・通常の保険とは別枠を利用。
・あらゆる保証制度を長期で借換することで資金繰りの安定を図り、経営改善を支援。 ・保証期間最長20年 ・プロパー融資(信用保証協会の保証を付さない融資)があるもしくは、本保証と同時実行が要件。
・短期一括資金の継続利用により、毎月の返済負担が軽減され、資金繰りの安定や新たな事業展開等を支援。 ・限度額5,000万円で1企業1口限り利用可能。 ・最大4回までの継続更新が繰り返し可能。
・創業をお考えの方や創業間もない方の資金調達を支援。 ・保証料率年0.50%と低コストで資金調達が可能。 ・経営状況の悪化により事業の廃止や法人の解散を経験されてから5年経過する前に申込される方は、再挑戦支援保証の利用が可能。
・会社設立による創業をお考えの方や創業間もない会社の資金調達を支援。 ・経営者を含め連帯保証人不要。 ・保証料率年0.70%と低コストで資金調達が可能。
・創業関連保証や再挑戦支援保証との併用が可能。・低金利で資金調達が可能。
・県外から県内に移住して創業する方や移転・事業所増設する方の創業・事業発展を支援。 ・保証料率平均25%割引。 ・創業関連保証との併用が可能。
・事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に、経営者を含め連帯保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援。 ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。 ・プロパー融資の借換が可能。
・経営承継を予定している会社で、経営者保証を提供している金融機関からの借入について経営者保証を不要とする融資に借換を行うことにより、 事業承継の促進を支援。 ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認があった場合、保証料率を大幅に引き下げ。 ・プロパー融資の借換が可能。 ・経済産業 大臣の認定要。
・事業承継特別保証制度および経営承継借換関連保証等との併用が可能。・低金利で資金調達が可能。
・事業承継にかかる多様な資金需要に対応し、円滑な事業承継を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・保証期間最長20年。
・新分野進出資金や設備投資資金等、様々な制度により、事業展開を支援。 ・低金利で資金調達が可能。 ・保証料率20%割引。※保証料割引の対象とならない場合がございますので、詳細は各事業所・支所までお問い合わせください。 ・制度例:「事業応援貸付」「事業承継支援貸付」「設備投資促進貸付」等
・多様化する資金ニーズに対し、無担保で大口の資金調達を支援。 ・保証料率20%割引。 ・保証期間最長10年で一括返済も可能。 ・「経営者保証不要プラン」の要件を満たせば、連帯保証人不要。
・事業内容や成長性等を評価し、更なる事業の発展を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・保証期間最長15年。
・技術力、経営力が評価される方の更なる事業の発展を支援。 ・保証料率平均20%割引。 ・技術・経営力評価報告書や事業継続計画書(BCP)等、関係機関の認定を受けた資料が必要。
・SDGs達成に向けた取組を行う方を支援。 ・保証期間最長15年。 ・保証料率平均20%割引。 ・他の保証付融資の借換が可能。
・一定の審査基準に該当する方の資金ニーズに対し、迅速に無担保で支援。 【金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」】 【金融機関提携保証「ひやくライト」】 【兵庫県融資制度「経営活性化資金」】 ・融資限度額:1億5,000万円 ・融資限度額:5,000万円 ・一定の要件を満たす法人が対象 ・一定の要件を満たす法人および個人事業者が対象 ※組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、社会福祉法人は除く。

主な保証制度①

	マの トラ かナル	#-II circ	44 4
	このような方に	制度	対 象
		創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①~⑦のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社 ⑦事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)
	創業を	スタートアップ 創出促進保証制度	次の①~⑤のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ②事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ③事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)
	創業を お考えの方、 創業ない方に	地域活力向上保証 「ふるさと」	対象者1:創業者(創業前) ① 兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ② 保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ③ 兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 対象者2:創業者(創業後) ① 兵庫県外の「地域おこし協力隊」の個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ② 保証申込前3年以内に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ② 保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ③ 兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 対象者3:中小企業・小規模事業者 ① 兵庫県外のみに事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設または移転する方 ② 従前は兵庫県外のみに事業所を有しており、5年県内に事業所を増設または移転する方
٠		小口零細企業保証	次の要件①②のいずれかに該当する方 ①常時使用する従業員(組合員)数が20人以下の個人、会社、医業を主たる業種とする法人、協業組合、企業組合(商業、サービス業* を営む個人、会社は従業員5人以下)※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合
	小規模事業者の方に	小規模企業 支援型保証 「エール」	次の要件①から④に該当し、法人の場合は⑥および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する方(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)は除く) ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ③常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業*は5人)以下であること ※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ④当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること 【法人の場合】 ⑤保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益(経常損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑥債務超過でないこと 【個人の場合】 ⑦保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額(所得損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの
Ī		事業性評価保証「タッグ」	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である方
		SDGs 支援保証 「ステップ」	次のいずれかに該当する方 ①兵庫県が実施する「ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業」において、SDGs 推進宣言が登録されている方 ②兵庫県内の市町が実施する SDGs 宣言登録制度に登録されている方
	更なる事業の発展を	技術・経営力 発展保証 「スター」	次のいずれかに該当する方 ①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価 (全体評価)が2(フラット)以上であること ②兵庫県が実施する「ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業」において、「オンリーワンを目指す企業」に認定されていること ③(公財)兵庫県勤労福祉協会(ひょうご仕事と生活センター)より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ④日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ⑤次のいずれかの事業継続計画(以下「BCP」という)を策定していること ア・中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。 イ.兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP。 ウ.「国土強靭化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靭化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP。
	目指す方に	短期継続保証「たんけい」	1期以上の決算(確定申告)を行っている方 ※原則として、1企業1ロ限り利用可能とする。また、大口短期継続保証「たんけいプレミアム」との併用は不可。
		ひょうご発展 支援保証「リードα」	次のすべての要件に該当する株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること ④直近の決算において、右表の基準①~③のいずれかに該当していること(ただし、口および八については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること)

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

%ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。 (() (

	(令和B							
	限度額()内は組合の場合	資金使途	期間	連帯保証人	担保	保証料率(年)		
	両制度および再挑戦支援保証を 合算して3,500万円		10年以内 (うち据置1年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	不要	責任共有外保証料率: 0.50%(※) (※)創業割引が適用され、通常の保証料率より 50%割引(1.00%→0.50%)		
			10年以内 (うち据置1年以内 または3年以内)	不要		責任共有外保証料率:0.70% (創業関連保証の保証料率に0.20%上乗せ)		
	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	10年以内 (うち据置1年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率: 0.31~1.47%(BSなし0.88%) ※通常の保証料率より平均25%割引		
	2,000万円 (既保証付融資残高を含む)		7年以内 (うち据置6ヵ月以内)		原則として不要	責任共有外保証料率: 0.50~2.20%(BSなし1.35%)		
	2,000万円		運転:7年以内 (うち据置6ヵ月以内) 設備:10年以内 (うち据置6ヵ月以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は不要	不要	責任共有保証料率: 0.45~1.90% (BSなし1.15%) 責任共有外保証料率: 0.50~2.20% (BSなし1.35%)		
			15年以内 (うち据置2年以内)	必要となる場合がある よだし、法人代表者以外の				
	2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置1年以内)		必要に応じ 徴求	責任共有保証料率: 0.31~1.70% (BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引		
		運転	1年 ※最大4回までの継続 更新が繰り返し可能	連帯保証人は原則不要		【初回保証利用時(既に4回継続更新を行っている本保証または「たんけいプレミアム」の借換時を含む)または1回目の継続更新時】 責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 【2回目以降の継続更新時】 別に定める※保証制度のご案内等を参照してください。		
	2億8,000万円	運転・設備	10年以内 (据置期間に制限なし)		不要	責任共有保証料率: 0.36~1.52% ※通常の保証料率より20%割引		

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。

主な保証制度②

	このような方に	制度	対象						
		財務要件型 無保証人保証	直近の決算において、右表の基準①~③のいずれかに該当している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 「類している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 「対している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 「対している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 「本資産額 「5,000万円以上 3億円以上 5億円以上 5億円以上 1.5倍以上 1.5倍以上 1.5倍以上 1.5倍以上 1.5倍以上 1.0倍以上 インタレスト・カパレッジ・レーシオ 2.0倍以上 1.5倍以上 1.0倍以上 1.0倍以 1.06以 1.						
	更なる 事業の発展を 目指す方に	流動資産担保 融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方。ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。						
		特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、 合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の 決算において、基準①~③のいずれかに該当している方。 ただし、口および八については、それぞれの項目に対し、い ずれか1項目該当すること。 「項 目 基準① 基準② 基準③ ・						
	スピーディー な資金調達に	金融機関提携保証 「飛躍(ひやく)」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人) ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う						
		金融機関提携保証「ひやくライト」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、士業法人、医療法人)および個人事業者 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②確定申告書(決算書)※の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ※個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う						
	極度を 設定した タイムリーな 資金調達に	当座貸越(貸付専用型) 根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) [法人の場合] ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること [個人の場合] ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア〜ウのいずれかに該当すること ア・中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ・確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ・確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること						
		財務要件型無保証人。 当座貸越根保証	直近の決算において、右表の基準①~③のいずれかに該当している方。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 「現日に対し、いずれか1項目該当すること。 「知りを持定である。」 「知りますること。 「知りますること。」 「知りますること、「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする。」 「知りまする」 「知りまする」 「知りまする。」 「知りまする」 「知りまする」 「知り						
		事業者カードローン 当座貸越根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) [法人の場合] ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること [個人の場合] ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア、イのいずれかに該当すること ア・中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ・確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること						

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。

限度額 ()内は組合の場合	資金使途	期間	連帯保証人	担保	保証料率(年)
2億8,000万円 (4億8,000万円)	貝亚伏巫	一括返済:2年以内 分割返済:7年以内 (うち据置1年以内)	不要	必要に応じ徴求	責任共有保証料率: 0.45~1.90%
2億円		1年間 (個別保証は1年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は不要	売掛債権、棚卸資産	責任共有保証料率: 0.68%
4億5,000万円 ただし、他の保証 (経営安定関連保証等を除く) との合計で5億円以内		2年から7年までの 1年単位	不要	原則として、 保証金額 2億円 (発行額 2億5,000 万円)超の 場合は必要	
1億5,000万円 ただし、「じんそく(廃止制度)」、 「スーパーじんそく(廃止制度)」 および「飛躍(ひやく)」の融資 残高合計が1億5,000万円を超え ない範囲	運転・設備		必要となる場合がある		責任共有保証料率: 0.45~1.90%
5,000万円		10年以内 (うち据置 1 年以内)	ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は不要	不要	
2億8,000万円 (原則として100万円単位)			必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則として 保証金額が 5,000万円 以下は不要、 5,000万円 超の場合は 担保が必要	責任共有保証料率: 0.39~1.62% (BS なし 0.98%)
8,000万円		1年間または2年間(年単位)	不要	不要	責任共有保証料率: 0.39~1.62%
2.000万円 (原則として100万円単位)			必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	原則として不要	責任共有保証料率: 0.39~1.62%(BSなし0.98%)

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。

主な保証制度③

このような方に	制度	対象
万が一の 備えに	災害時発動型 予約保証「そなえ」	当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方 ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靭化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靭化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
	事業承継・M&A保証「リレー」	次の①~③のいずれかに該当する方 ①事業承継計画を策定している、または事業承継後の方 ②被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している方 ③事業承継のために設立した持株会社(純粋持株会社、事業持株会社)
事業承継時の 資金調達に	事業承継特別 保証制度	次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 (3)次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*が15倍以内であること ③法人・経営者の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)
	経営承継借換関連保証	認定**1申請日から3年以内に事業承継(代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から④の全ての要件を満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率*2が15倍以内であること ③法人・経営者の分離がなされていること ④返済緩和中でないこと ※1中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定 ※2 EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)
	特定経営承継関連保証	経営者の死亡または退任等による経営の承継に伴い、株式または事業用資産の取得など多額の費用を要する事由が生じたことにより、 事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定*を受けた事業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者の方 ※中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定
資金繰りの 安定を 図りたい方に	経営改善借換保証「ぜんしん」	次のすべての要件に該当する方 ①当協会の保証付融資残高があること ②申込金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある イ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う
経済危機時等に	伴走支援型特別 保証制度	次の(1)~(3)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方 (1)セーフティネット保証4号の認定を受けた方 (2)セーフティネット保証5号の認定を受けた方 (3)次の①、②のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 ②(i)最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (ii)最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (iii)直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (iv)最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 (v)最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 (v)最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 (vi)直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
410	経営安定関連保証 (セーフティネット 保証)	次の①~⑧に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じており、市町長または特別区長の認定を受けた方 ①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける事業者 ②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引事業者および近隣等に所在する事業者 ③突発的災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む事業者 ④突発的災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の事業者 ⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している事業者 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している事業者 ⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している事業者
経営の改善 発達を 目指す方に	経営改善サポート 保証(事業再生計画 実施関連保証(感染 症対応型))	中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方 (特定非営利活動法人 (NPO 法人) は除く)
円滑な 撤退支援	自主廃業支援保証	現在事業を行っており、次のすべての要件に該当する方 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択すること ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込まれること ③パンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うこと

●主な要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。 (令和5年6月現在)

					(令和5年6月現在)	
限度額()内は組合の場合	資金使途	期間	連帯保証人	担保	保証料率(年)	
2億8,000万円(4億8,000万円) ※BCP(事業継続計画)に基づく 金額とする ※本申込時には利用できる 保証の空き枠の範囲内とする	運転・設備 別に定証める のを で案内等を	[予約期間] 予約決定日から1年間	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の		事前予約時:保証料は不要 本 申 込 時:利用する保証に応じた保証料が必要	
2億8,000万円		20年以内 (うち据置2年以内)	連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率: 0.31~1.70%(BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引	
2億8,000万円 (4億8,000万円)		※保証制度の ご案内等を	※保証制度の	10年以内 (うち据置1年以内)	不要	
2億8,000万円	ください。				引継ぎ支援センターの確認を受けた場合 責任共有保証料率: 0.20~1.15%	
		運転資金:10年以内 (うち据置1年以内) 設備資金:15年以内 (うち据置1年以内)	原則として、認定中小企業 者以外は不要			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	20年以内 (うち据置3年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要	必要に応じ 徴 求	責任共有保証料率: 0.45~1.90%(BSなし1.15%)	
兵庫県融資制度 「伴走型経営支援特別貸付」と 合算して1億円		10年以内 (うち据置5年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要 なお、本保証における経営者 保証免除対応を適用する場合、 連帯保証人は不要		対象者(1)(2)の場合:0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) ※国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は0.20%相当額 対象者(3)の場合: (責任共有制度対象)0.45%~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.65%~2.10%) (責任共有制度対象外)0.50%~2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.70%~2.40%) ※国による保証料補助(当初保証料に限る)により、保証料の負担は0.20%~1.15%相当額	
2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率: 0.80% (左記対象の⑤、⑦、⑧に該当する方) 責任共有外保証料率: 0.90% (左記対象の①~④、⑥に該当する方)	
2億8,000万円 (4億8,000万円)		[一括返済] 1年以内 [分割返済] 15年以内(うち据置 5年以内)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要 なお、本保証における経営者 保証免除対応を適用する場合、 連帯保証人は不要		責任共有制度対象: 0.80% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%) 責任共有制度対象外: 1.00% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.20%) ※ただし、国による保証料補助により、事業者の 皆さまの当初保証料の負担は一律0.20%相当 額となります	
3,000万円		1年以内 (かつ、終期は解散 予定日より前)	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要		責任共有保証料率: 0.45~1.90%(BSなし1.15%)	

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。

主な兵庫県融資制度

					融資条件	
	資金名	申込みのできる方	資金使途	限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)
	新型コロナ ウイルス対策貸付	・最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方、または売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した方	運転・設備	2億	0.70%	10年(2年)
コロナ	借換等貸付 (新型コロナ ウイルス対策)	・兵庫県中小企業融資制度などの借入残高があり、既往債務の負担軽減が 必要な方で、新型コロナウイルス対策貸付の要件を満たす方	県・神戸市 融資制度等 返済資金	8,000万円		10年(1年)
コロナ禍の影響を受けた方	経営活性化資金 (新型コロナ ウイルス対策)	・速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要)で、新型コロナウイルス対策貸付の要件を満たす方	運転	5,000万円	金融機関 所定	104(14)
た 方	伴走型経営支援 特別貸付	・セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を取得、または売上高・売上高総利益率等のいずれかが5%程度以上減少している方で、経営行動に係る計画を策定した方(保証料の一部を補助)	運転•設備 借換	1億円	0.90%	10年(5年)
	企業再生貸付 (コロナ対応)	・経営改善サポート保証(感染症対応型)を受け、再生計画に従って事業 再生を行う方(保証料の一部を補助)	旧揆	2億 8,000万円		15年(5年)
進出資金	事業応援貸付	・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取組により、融資後概ね2年以内に売上増加が見込まれる方	運転・設備	1億円	1.30%	10年(2年)
金野	事業承継支援貸付	・事業承継を予定している方、または事業承継をした方		2億8,000万円		
	設備投資促進貸付	・設備の新設・更新を行う方	設備および	3億円 (注1)		
設備 金投		・策定したBCPに基づき施設の耐震改修等防災関連対策を行う方		15億円 (注1)		
金投資			・旅館業法に基づく許可(旅館・ホテル営業)を受けて、ホテル・旅館の 新築または改修を行う方	これに伴う運転 30 億円 (注1)		
		・県(地域産業立地課)の確認を受け、県が定める重点立地促進事業を行う方		100億円 (注1)		
	新規開業貸付	・新規に個人で、または新たに会社を設立して事業を開始する方・上記を満たす在留資格「経営・管理」の取得見込の外国人等・事業開始後5年未満の方(既に他の事業を営む方は対象外)		3,500万円		10年(1年)
開業資金	経営者保証免除貸付	・新規開業貸付の要件を満たす法人。なお税務申告1期末終了の場合は 創業資金総額の1/10以上の自己資金を有する方	運転・設備	_,,	0.80%	
	再挑戦貸付	・個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から 5年以内に再起業を図る方 ・再起業してから5年未満の方		2,000万円		

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。 (令和5年6月現在)

						(令和5年6月現在)		
	資金名			申込みのできる方	資金使途	融資条件		
	貝亚伯			中心ののできる力	貝亚区心	限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)
	経営円滑化貸付	・最近3カ	7月間の売上	高等が前年同期に比べて5%以上減少している方など	運転	1 億円	1.00%	10年(2年)
経営	災害対応貸付	・県が指別	定する災害に	こより、事業所等に被害を受けた方		災害の規模・態様に応じて、被災の都度迅速かつ 適切に制度設計を行う。		
経営安定資金	企業再生貸付	再生が見 ・ ・経営改割	記される方		運転·設備 借換	2億8,000万円	1.60%	15年(3年)
借換資金	借換等貸付		中小企業融資 見込まれる方	T制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・ 「	県・神戸市 融資制度等 返済資金	1億円	1.70%	10年(1年)
長期資	全金	・長期の-	長期の一般的な運転資金を必要としている方			企業 5,000万円 組合 1 億円	1.70%	10年(2年)
短期資	全金	・短期の-	・短期の一般的な運転資金を必要としている方			3,000万円		1年または 6か月
小規模資金	小規模無担保貸付	が20人以	する従業員 以下の方 -ービス業	下の方 4,500万円以下の方 -ビス業 娯楽業・		2,500万円	1.60%	-7年(6か月)
資金	特別小規模貸付	(宿泊業・ 旅行業を 5人以下)	娯楽業・ 除く)は			2,000万円		
経営汽	舌性化資金		融機関と1年 図ろうとする	・ 引と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金 うとする方		5,000万円 (運転資金のみ は3,000万円)	金融機関 所定	7年(1年) (運転のみは 5年(6か月))
	こうべ小規模	市神戸市	(商業	・小規模事業者の方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円	1.60%	
	こうべ無担保	税 ・ 税 を 滞主	5人以下) 常時雇用する	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が	運転・設備		1.40%	7年(1年) (設備のみは 1年6か月)
	こうべおうえん	納た しる	· ビ ス 業 業	2,000万円以下の方 ・保証料は神戸市が2分の1負担				
神戸市独自資金	こうべ若者支援貸付	業(宿泊業・娯楽業・旅行業を除く)は事業所があり、当該事業に係る	r) ービス業(宿泊業・娯楽業・旅行業を除く)はする従業員が20人以下の方	・営業を開始して5年未満の方 ・40歳未満の方(会社の場合は代表者) ・保証料は神戸市が全額負担				
	こうべ季節貸付		・夏季・忽	季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方		企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途定める	6か月

[※]上表は主な要件のみを掲載しており、各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先はP77をご覧ください。)。 (注1)保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

信用保証トピックス

SDGs支援保証「ステップ」の創設

~ SDGs達成に向けて取り組む事業者の第一歩を後押し~

SDGs達成に向けて取り組む事業者に対して、その取り組みを後押しし、SDGs達成に資することを目的とし、令和4年6月に創設した保証商品です。

SDGs支援保証「ステップ」のメリット

- ◎通常の保証料率より平均20%割引!!
- ◎保証期間が最長15年
- ◎既に実行済の信用保証協会保証付融資を借換することが可能



創業・再チャレンジ保証料割引

~創業、再チャレンジをサポート~

保証料割引により、創業をお考えの方や創業間もない方の円滑な資金調達を支援します。

創業・再チャレンジ保証料割引の支援内容

- ◎創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度、再挑戦支援保証を利用される際の保証料率を0.5%引下げ
- ◎地域活力向上保証「ふるさと」利用時の保証料率を平均25%割引

事業承継特別保証制度等の要件が緩和

事業承継の段階における資金調達をサポートするための「事業承継特別保証制度」をはじめ、以下の保証制度におけるEBITDA有利子負債倍率の要件について、一部緩和されました。

●要件緩和内容

【緩和前】EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること 【緩和後】EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ※EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

●要件緩和された保証制度

- ·事業承継特別保証制度
- ·経営承継準備関連保証
- ·経営承継借換関連保証

- ・経営力向上関連保証
- ・地域経済牽引事業関連保証

兵庫県中小企業融資制度の保証料率割引

~前向きな事業や環境保全にかかる資金調達をバックアップ~

令和5年度兵庫県中小企業融資制度のうち、事業展開等を支援する以下の融資制度について、保証料率を通常から20%割引しています。

対象となる融資制度

◎事業応援貸付、事業承継支援貸付、設備投資促進貸付、新規開業貸付、再挑戦貸付、 地球温暖化対策設備等設置資金、最新規制適合車等購入資金



「伴走支援型特別保証制度」の要件が拡充

◎保証限度額

改正前

両制度を合算して6,000万円

改正後

両制度を合算して1億円

◎対象者

次の(1)~(3)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方

- (1)セーフティネット保証4号の認定を受けた方(新型コロナに係るものに限る)
- (2)セーフティネット保証5号の認定を受け、かつ次のいずれかに該当する方(売上高等の減少要件以外を除く)
 - ①売上高等減少率が15%以上であること

改正前

改正後

- ②売上高等減少率が15%未満の場合、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が 令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して**15%以上** 減少していること
- (3)一般保証であって、かつ次のいずれかに該当する方
 - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
 - ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

次の(1)~(3)のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した方

- (1)セーフティネット保証4号の認定を受けた方
- (2)セーフティネット保証5号の認定を受けた方
- (3)一般保証であって、かつ次のいずれかに該当する方
 - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i .最近 1 か月間の**売上高総利益率**が前年同月の売上高総利益率と比較して**5%以上** 減少していること
 - ii.最近1か月間の<mark>売上高総利益率</mark>が直近決算の売上高総利益率と比較して**5%以上** 減少していること
 - iii.直近決算の<mark>売上高総利益率</mark>が直近決算前期の売上高総利益率と比較して**5%以上** 減少していること
 - iv.最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して 5%以上減少していること
 - v.最近1か月間の**売上高営業利益率**が直近決算の売上高営業利益率と比較して **5%以上**減少していること
 - vi.直近決算の**売上高営業利益率**が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して **5%以上**減少していること

「スタートアップ創出促進保証制度」の創設

会社の経営者が連帯保証人にならないことで、多くの方に創業していただく ことを目的とした保証制度です。

スタートアップ創出促進保証制度のメリット

- ◎連帯保証人が不要!!
- ◎不動産などの担保が不要
- ◎低保証料率(1.2%⇒「創業・再チャレンジ保証料割引」の適用により0.7%に割引)



中期事業計画(令和3年度~令和5年度)

業務運営方針

令和2年度に引き続き、コロナ禍の影響を受けている事業者への資金繰り支援・経営支援について、関係機関と連携しながら、最優先に全力を挙げて取り組みます。あわせて、コロナ禍の収束を見据えつつ、課題を抱える事業者に対して、「経営健全化」「創業・再チャレンジ」「事業承継」「生産性向上・事業再構築」(重点4課題)を促す支援に重点的に取り組みます。

そして、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を 目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、事業者に寄り添った支援を展開し、 より一層地域創生に貢献していきます。

また、効率的できめ細かい業務展開を図るため、デジタル化を推進します。

こうした考えのもと、令和3年度から令和5年度までの業務運営における基本方針を以下の6項目とします。

1.経営課題に対応した的確な保証支援の実施

今後3年間においては、当面の間、コロナ禍の影響を受ける事業者に対する資金繰り支援を最優先課題とし、金融機関と適切に連携の上、必要資金の迅速かつ的確な提供に全力で取り組みます。

また、コロナ収束後は、様々な課題を抱える事業者に対して個別に寄り添いながら、課題解決に向けた 最適な保証を提供します。「経営健全化」「創業・再チャレンジ」「事業承継」「生産性向上・事業再構築」の 重点4課題を推進していくため、利用者、金融機関の目線に立って、保証商品や融資制度を課題ごとに整理・ 再編します。

2.経営支援の取組み強化

コロナ禍の影響を大きく受けた事業者に対しては、効果的な経営支援を適時にきめ細かく実施します。 一方で、創業や事業の転換・拡張、事業承継等の経営課題の解決に取り組む事業者に対しては、外部専門家 派遣を活用するなど、積極的な支援に取り組みます。

また、創業や事業承継等に係るイベントの開催や情報誌の発行などを通して、各種支援情報を発信し、 創業や事業承継意欲の喚起・向上を図り、具体的な行動を促進します。

3.関係機関との更なる連携

今後3年間においては、コロナ禍の影響により増加した保証利用企業に寄り添った支援を重点的に実施するため、金融機関等との連携・協調体制を更に強化します。

また、事業者が抱える経営課題に対応した的確な保証支援を実施します。あわせて、金融機関との継続したモニタリングを通して企業状況等の情報を共有し、早期の支援に繋げるなど、これまで行ってきた経営支援に更に力強く取り組みます。

4. 効率的な回収と事業再生・生活再建への取組みの推進

コロナ禍の影響を注視しながら、回収の更なる効率化に向けた取組みを行います。加えて、コロナ禍の影響で急激な環境変化により代位弁済に至った先等については、事業再生や再チャレンジを支援する観点から、経営者保証ガイドラインや一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン等を活用した取組みを行います。

5.組織の更なる活性化

組織体制の見直しや施設面を含めた業務環境の整備、とりわけデジタル化の推進を図ります。あわせて、めまぐるしく変化する社会情勢に対応し、個々の関係機関とも連携しつつ、事業者に寄り添った支援を推進できるような人材の確保と育成に努めます。

6. コンプライアンス態勢の充実

公的機関としての信頼を損なうことのないよう、役職員の意識向上、継続的な研修、内部監査、外部評価の実施等により、コンプライアンス態勢のより一層の強化を図ります。

また、反社会的勢力等の徹底排除に向け、更なるデータベースの拡充等に努め、態勢強化を図ります。

業務計画(中期)

(単位:百万円、%)

	令和3年	度	令和4年度 令和5年度			度
項目	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾額	500,000	100.0	400,000	80.0	380,000	95.0
期末保証債務残高	1,750,000	153.1	1,540,000	88.0	1,380,000	89.6
代位弁済額	25,000	87.7	30,000	120.0	30,000	100.0
求償権実際回収額	4,900	86.0	5,000	102.0	4,800	96.0

令和5年度経営計画

業務運営方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・縮小の波は依然として続いているものの、政府のウイズコロナ政策への転換により社会経済活動の正常化が進みつつあること等から、兵庫県の景気は概ね改善傾向にあります。

しかしながら、ウクライナや北東アジアなどに見られる先行き不透明な国際情勢や供給面の制約、燃料・原材料価格の高騰等が、コロナ禍で疲弊した経済に悪影響を及ぼす可能性があり、予断を許さない状況にあります。

このように、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、加えて、本年5月以降は、新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給が順次終了し、返済据置期間の終了とあいまって、過剰債務を抱える事業者において返済への懸念が高まる可能性があることから、これまで以上に事業者に寄り添った柔軟な支援が求められます。

当協会は、こうした業務環境を踏まえ、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、金融機関や関係機関と緊密に連携し、事業者に個別に寄り添いながら、既存融資の借換えや前向きな資金需要に対して、「伴走支援型特別保証制度」等の多様な保証制度の活用等により適切に対応するとともに、事業者が抱える多様な課題に対しては、金融機関をはじめ、関係機関と連携した積極的な経営支援をもって解決に向けて尽力していきます。また、SDGsへの取組をより一層推進し、事業者とともに持続可能な地域社会の構築を目指していきます。

この方針を実践するため、各部門において以下を中心に業務を推進します。

保証部門

多様な保証制度を活用し、「経営健全化」「生産性向上・事業再構築」「創業・再チャレンジ」「事業承継」の重点4課題を解決に導くための支援を積極的かつ柔軟に実施します。また、「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、経営者保証を不要とする保証の取扱いについても適切に対応します。

■ 回収部門

個々の求償権の状況に応じた回収方針の 策定と進捗管理を行い、効率的な回収活動 を図ります。また、求償権関係人の事業再生 や生活再建を支援する対応に取り組みます。

期中管理•経営支援部門

事業者が抱える多様な課題に対して、経営 支援メニューの提案をはじめ、専門家派遣を 活用する等、複合的な解決策の提案に取り 組みます。創業・事業承継支援については、 関係機関との支援体制を強化することで、 隠れた支援ニーズの掘り起こしと充実した 情報提供を行います。

その他間接部門

当協会及び事業者のSDGsへの取組を 一層進めるとともに、人材育成及び事務の 効率化に注力し、事業者の利便性向上に 繋げます。また、研修等の実施によりコンプラ イアンス態勢の維持・徹底を行います。

業務計画

1. 保証承諾額等

項目	金額	対前年度実績比
年間保証承諾額	380,000百万円	105.0%
期末保証債務残高	1,670,000百万円	92.0%
代位弁済額	25,000百万円	159.0%
求償権実際回収額	4,600百万円	93.6%

2. 基本財産と支払準備資産

(1)基本財産	令和5年度末保有見込額	89,473百万円
(2)支払準備資産(借入金除く)	令和5年度末保有見込額	191,045百万円

収支計画

(単位:百万円)

支 出		収 入		
科目	金額	科目	金 額	
経常支出 業務費 借入金利息 信用保険料 責任共有負担金納付金 雑支出	3,582 0 7,879 218 1	経常収入 保証料 預け金利息 有価証券利息・配当金 延滞保証料 損害金 事務補助費 責任共有負担金 雑収入	15,402 135 1,252 0 104 47 1,354 88	
計	11,680	計	18,382	
経常外支出 求償権償却 有価証券償却 雑勘定償却 退職金 責任準備金繰入 求償権償却準備金繰入 その他支出	22,646 0 60 6 12,030 1,103 0	経常外収入 償却求償権回収金 責任準備金戻入 求償権償却準備金戻入 求償権補填金戻入 その他収入	671 12,454 790 18,504 0	
計	35,845	計	32,419	
		収支差額変動準備金取崩額	0	
収支差額	3,276			
合 計	50,801	合 計	50,801	

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和4年度事業概況

事業方針

令和4年度は、当協会の基本理念、中期事業計画及び現下の経済情勢等を踏まえ、事業計画及び基本財産と 支払準備資産の見込を以下のとおりとしました。

事業計画

(1)保証承諾額	320,000百万円	(前年度計画比 64.0%)		
(2)期末保証債務残高	1,750,000百万円	(同 100.0%)		
(3)代位弁済額	22,000百万円	(同 88.0%)		
(4)求償権実際回収額	4,600百万円	(同 93.9%)		

基本財産と支払準備資産の見込み

1)基本財産保有額 82,254百万円		(前年度計画比 103.8%)
(2)支払準備資産	190,222百万円	(同 102.4%)

県下の経済金融情勢と事業の実施状況

令和4年度の兵庫県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中、政府のウイズコロナ政策への転換により社会経済活動の正常化が進みつつあり、概ね改善傾向で推移しました。

一方、先行き不透明な国際情勢や燃料・原材料価格の高騰等事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。このような中、今後「新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下、「ゼロゼロ融資」という。)の返済本格化に伴い、過剰債務を抱え、資金繰りに支障を来たす事業者が増加する懸念が高まっており、予断を許さない状況にあります。

このような状況のもと、令和4年度の事業の実施状況は以下のとおりとなりました。

保証業務

厳しさを増す経営環境の中、事業の継続・改善や資金繰りの安定化を求める事業者に対し、金融機関との緊密な連携のもと、「伴走支援型特別保証制度」等を活用し、必要な保証を迅速に提供するとともに、実地訪問やモニタリング等による伴走支援を実施しました。

期中管理・経営支援業務

コロナ禍で負債が膨らみ、財務内容が厳しくなっている事業者に対しプッシュ型の経営支援を実施しました。 また、創業イベントの開催や、創業塾等への講師派遣を行ったほか、事業承継に関する勉強会などを積極的に 実施しました。

求償権回収業務

個々の求償権の実態を把握し、実情に応じた回収行動に努めました。

当期の業績

令和4年度の業績は次のとおりとなりました。

保証業務実績

(1)保証承諾

件	20,919件	(前年度実績比 102.7%)
/中=正-武=生効	業類 261.742五五円 (当	(当年度計画比 113.0%)
体証净的创	361,742百万円	(前年度実績比 111.3%)

「伴走支援型特別保証制度」の要件が拡充され、潜在的な借り換え 需要が掘り起こされたこと等により、保証承諾額は当年度計画、前年度 実績ともに上回りました。

(2)期末保証債務残高

件 数	130,343件	(前年度実績比 99.6%)	
/0.訂/主数程方	101575477	(当年度計画比103.8%)	
休祉俱伤戏向	1,815,754百万円 	(前年度実績比 96.6%)	

保証承諾額は増加したものの、借り換え金額の増加に伴い純増額が減少したことや代位弁済額が増加したこと等から保証債務残高は前年度 実績を下回りましたが、ゼロゼロ融資の返済据置等の影響により償還が引き続き抑制されたことから当年度計画は上回りました。

(3)代位弁済

件 数	1,312件	(前年度実績比139.6%)
华丛女 汝姬	· 弁済額 15.726百万円	(当年度計画比 71.5%)
1八业开 <i>消</i> 租		(前年度実績比134.3%)

大規模な資金繰り支援や各種政策等の効果もあり一定規模の倒産は 抑えられているものの、原材料価格の高騰や人手不足等の影響により 事業継続が困難になる事業者も顕在化しており、代位弁済額は前年度を 上回りました。

基本財産と支払準備資産実績

(1)基本財産

基本財産	00 000 五下田	(当年度計画比107.1%)
奉平別生	88,099百万円 	(前年度実績比105.5%)
	19,460百万円 68,640百万円	(前年度実績比 100.0%) (同107.1%)

(4) 求償権

求 償 権	4.917百万円	(当年度計画比106.9%)
実際回収額	4,917 🗆 / / 1	(前年度実績比112.1%)

代位弁済における無担保や法的整理の割合が増加するなど、回収 環境が厳しさを増す中、現地訪問等により求償権関係人の生活状況や 資力等の実態を把握し、個々の実情に応じた返済交渉や法的措置等に 努めたことにより、回収額は、当年度計画、前年度実績ともに上回りました。

求償権償却額	14,679百万円	(当年度計画比 68.2%)		
小貝油貝叫识		(前年	度実績比	139.5%)
		(前年 ((度実績比 同 同	145.7%) 106.0%) 121.1%)

求償権残高 3,100百万円 (前年度実績比123.2%)

求償権残高は、代位弁済額が前年度実績よりも増加したことから、 前年度実績を上回りました。

(2) 支払準備資産(借入金及び関連会社株式を除く)

支払準備	198.227百万円	(当年度計画比104.2%)
資 産	190,221 日月1	(前年度実績比 99.9%)
	1 百万円 48,458 百万円 149,769 百万円	(前年度実績比 59.7%) (同 95.3%) (同 101.5%)_

支払準備資産は、代位弁済額が計画よりも抑制されたことから、当年度計画をわずかに上回り、前年度実績と同程度となりました。

令和4年度経営計画の達成に関しての評価及び公表

業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を 適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。令和4年度の外部評価の内容につきましては 当協会のホームページに公表する予定です。

令和4年度の主な取組

SDGs(持続可能な開発目標)の取組

当協会では、「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し地域経済・社会の発展に貢献します」という基本理念のもと、令和4年1月1日付でSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨に賛同することを宣言しました。

取組としては、SDGs達成に取り組む事業者の皆さまを支援するため SDGs支援保証「ステップ」の取扱い開始、当協会の本所の使用電力を 実質再生可能エネルギー100%に変更、健康企業宣言(健康づくりに取り



SDGs(持続可能な開発目標)

組むことを宣言し、一定の成果を上げた場合には健康優良企業として認定される制度)を実施、兵庫県SDGs債(グリーンボンド)を購入しました。

引き続き、当協会ではSDGsの目標達成に向けた取組を進めるとともに事業者のSDGsの取組を後押ししていきます。

創業イベント等の開催

当協会では、地域経済の活力向上につながる創業を支援するため、各種創業イベントを開催しています。

令和4年度は、女性経営者たちの創業体験を聞く「女性創業セミナー2022」(令和4年7月12日)、創業予定の方や中小企業・小規模事業者を対象とした「創業・経営セミナーたじま&専門家相談会」(令和4年9月7日)、保証協会と金融機関、支援機関及び自治体が一体となって創業者を支援する「創業フェアひょうご2022.10」(令和4年10月11日)を開催しました。



女性創業セミナー 2022

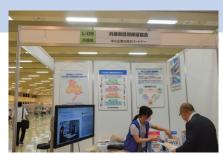
「女性創業セミナー 2022」および「創業フェア2022.10」は、会場開催とWeb配信を併用したハイブリッド形式で開催。3つのイベントで、延べ120人の皆さまにご参加いただきました。イベントでは、創業体験談、補助金や助成金等の紹介、参加者同士の交流会を実施しました。

ビジネスフェアへの出展

令和4年9月1日、2日の2日間にわたり、神戸国際展示場において開催された「国際フロンティア産業メッセ2022」に出展しました。

当協会の出展ブースでは、多くの方々に保証協会を知っていただくため、 パネルの展示やパンフレットの配布、デジタルサイネージの設置などに より、信用保証のしくみや各種保証制度の紹介を行いました。

また、保証利用企業11社に対して、自社製品や技術をPRする出展ブースを提供しました。



国際フロンティア産業メッセ2022

「伴走支援グッド・プラクティス発表会」を開催

令和5年1月25日ラッセホールにおいて「伴走支援グッド・プラクティス発表会」を開催しました。

本発表会は、兵庫県地域支援金融会議の参加機関による中小企業・ 小規模事業者の皆さまに対する優れた伴走事例を公表し、県下の支援 機関が組織を超えてそのノウハウを共有することで、伴走支援スキルの 向上を図り、地域経済の発展に寄与することを目的としたものです。

向上を図り、地域経済の発展に寄与することを目的としたものです。 当日は、本会議の参加機関から募集した伴走支援事例の中から神戸大学 (
#走支援グッド・プラクティス発表会 経済経営研究所長の家森教授の監修のもと選考された10事例について、応募機関から発表が行われた後、家森教授から講評を頂きました。



各地域で開催されている創業塾等へ講師を派遣

当協会では、県内の商工会や商工会議所が開催している創業塾などに 職員を派遣し、信用保証制度の概要や創業前後に活用できる保証制度の 説明、創業計画書を作成する際のポイントなどについて、講義を行って います。

今後も商工会・商工会議所との連携を強化し、創業をお考えの方や創業 後間もない方への支援に努めていきます。



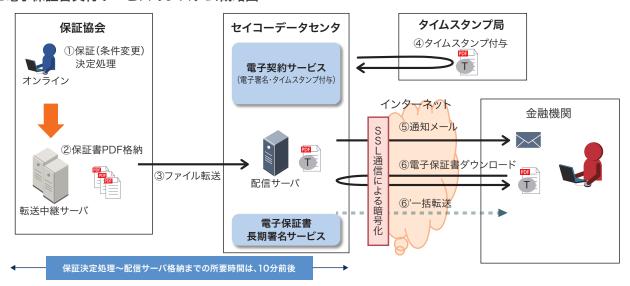
明石商工会議所での様子

保証書の電子交付を開始

令和4年5月16日から、県内金融機関では初めてとなる電子保証書の取扱いを開始しました。電子保証書は書面の信用保証に比べて交付に要する時間が大幅に短縮されるため、中小企業・小規模事業の皆さまへのスピーディな融資実行が可能となります。

当協会は、電子保証書の普及をはじめ、中小企業・小規模事業者の皆さまの利便性向上に寄与する取組を積極的に行ってまいります。

■電子保証書交付サービスのシステム概略図



貸借対照表·財産目録

貸借対照表

(令和5年3月31日現在単位:千円、%)

	借方			貸 方			
科目	令和3年度	令和4年度	対前年度比	科目	令和3年度	令和4年度	対前年度比
現金	894	534	59.7	基本財産	83,520,902	88,099,329	105.5
現金	894	534	59.7	基金	19,459,578	19,459,578	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	64,061,324	68,639,751	107.1
預け金	50,866,702	48,457,731	95.3	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	383,400	433,861	113.2	収支差額変動準備金	41,760,389	44,049,664	105.5
普通預金	1,035,660	1,082,608	104.5	その他有価証券評価差額金	0	-249,135	-
通知預金	0	0		責任準備金	11,318,005	12,145,997	107.3
定期預金	49,400,000	46,900,000	94.9	求償権償却準備金	554,087	756,315	136.5
郵便貯金	47,641	41,262	86.6	退職給与引当金	2,242,806	2,302,484	102.7
金銭信託	6,000,000	5,000,000	83.3	損失補償金	5,065,483	4,766,035	94.1
有価証券 国債	141,650,598	144,887,813	102.3	保証債務 求償権補填金	1,879,278,140	1,815,753,751	96.6
地方債	0 32.212.309	0 32.570.267	101.1	水頂惟開県並 保険金	0	0	_
社債	109,344,433	112,198,766	101.1	損失補償補填金	0	0	_
株式	21,000	21.000	102.0	借入金	l ő	0	_
受益証券	21,000	21,000	100.0	長期借入金	0	0	
新株予約権	0	0	_	(うち日本政策	0	0	_
ファンド出資	72,856	97,779	134.2	金融公庫分)			
譲渡性預金	0	0		短期借入金	0	0	_
その他	0	0	_	(うち日本政策	0	0	_
動産・不動産	2,171,128	2,005,564	92.4	金融公庫分)			
事業用不動産	1,632,938	1,570,638	96.2	収支差額変動	0	0	-
事業用動産	538,190	434,925	80.8	準備金造成資金			
所有動産・不動産	0	0	-	基金補助金	0	0	-
建設仮勘定	0	0	-	雑勘定	67,949,275	60,309,608	88.8
損失補償金見返	5,065,483	4,766,035	94.1	仮受金	108,579	229,100	211.0
保証債務見返	1,879,278,140	1,815,753,751	96.6	保険納付金	218,192	331,448	151.9
求償権	2,516,670	3,100,005	123.2	損失補償納付金	45,470	44,591	98.1
譲受債権	0	0		未経過保証料	67,538,160	59,657,796	88.3
雑勘定	4,139,473	3,962,617	95.7	未払保険料	3,791	6,146	162.1
仮払金	2,195	6,667	303.7	未払費用	35,083	40,526	115.5
保証金 厚生基金	700	4,600	657.1	有価証券未払金	0	0	-
厚生基金 連合会勘定	196,917	160,978	81.7				
建合芸樹定 未収利息	284	2	0.6				
木収利息 有価証券未収入金	262,220	269,199	102.7				
有	3.677.157	3.521.171	95.8				
	3,077,137	3,341,171	90.8				
合 計	2,091,689,087	2,027,934,049	97.0	合 計	2,091,689,087	2,027,934,049	97.0

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。 業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方式を変更しております。責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法 に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。この結果、当事業年度の期首に おいて、責任準備金が1,107,979,360円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

財産目録

(令和5年3月31日現在単位:千円、%)

				(131	13年3月31日死江	T-122 - 1 1 3 (7 0 7	
					負 債		
科目	令和3年度	令和4年度	対前年度比	科目	令和3年度	令和4年度	対前年度比
現金	894	534	59.7	その他有価証券評価差額金	0	-249,135	_
預け金	50,866,702	48,457,731	95.3	責任準備金	11,318,005	12,145,997	107.3
金銭信託	6,000,000	5,000,000	83.3	求償権償却準備金	554,087	756,315	136.5
有価証券	141,650,598	144,887,813	102.3	退職給与引当金	2,242,806	2,302,484	102.7
動産・不動産 損失補償金見返	2,171,128	2,005,564	92.4	損失補償金	5,065,483	4,766,035	94.1
保証債務見返	5,065,483 1.879.278.140	4,766,035 1.815.753.751	94.1 96.6	保証債務	1,879,278,140	1,815,753,751	96.6
求償権	2,516,670	3,100,005	123.2	求償権補塡金	0	0	-
譲受債権	0	0,100,000	-	借入金	0	0	-
雑勘定	4,139,473	3,962,617	95.7	雑勘定	67,949,275	60,309,608	88.8
合 計	2,091,689,087	2,027,934,049	97.0	合 計	1,966,407,797	1,895,785,055	96.4
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。				正味財産	125,281,290	132,148,994	105.5

令和4年度貸借対照表(図解)

借 方

貸 方

現金・預け金 485億円(509億円)

有価証券等 1,499億円(1,477億円)

しています。

求償権 ………………

決算書上の求償権とは、代位 弁済累計額から既受領保険金 等相当分を控除した額です。

有価証券等 ……………

社債・地方債等を保有し、運用

未経過保険料 …………

当年度中に支払った保険料の うち、翌事業年度に帰属する 部分について計上しています。 不動産等 20億円(22億円)

求償権 31億円(25億円)

未経過保険料35億円(37億円)

その他 4億円(5億円)

基本財産 881 億円(835 億円) **基本財産**

株式会社の資本金に相当します。 出資金としての性格を持つ出捐金と、金融機関等負担金からなる基金195億円と、過去の収支差額の累計の基金準備金686億円により構成されています。

収支差額変動準備金 440億円(418億円)

責任準備金 121億円(113億円)

求償権償却準備金 8億円(6億円)

退職給与引当金 23億円(22億円)

未経過保証料 597億円(675億円)

______ その他 7億円(4億円)

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、 急激な保証の増大等により基本 財産の増強が必要となった場合 には、これを取り崩して、協会 経営が不安定になることを防ぐ ことができます。当期は収支差額 80億円のうち34億円を繰り入れ ました。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の 未経過部分(次年度以降にかかる 保証料)を計上します。



※()内は前期の数字

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)、損失補償金見返(資産)と損失補償金(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

収支計算書

収支計算書

(令和5年3月31日現在単位:千円、%)

支出収入						15年3月31日現在	十四・11以70)
科目	令和3年度	令和4年度	対前年度比	科目	令和3年度	令和4年度	対前年度比
経常支出				経常収入			
業務費	3,415,079	3,362,413	98.5	保証料	18,570,165	17,897,033	96.4
役職員給与	1,339,950	1,309,131	97.7	預け金利息	101,803	133,428	131.1
退職給与引当金繰入	171,606	164,291	95.7	有価証券利息・配当金	1,227,351	1,239,708	101.0
その他人件費	528,540	486,156	92.0	調査料	0	0	_
旅費	5,626	5,569	99.0	延滞保証料	156	0	0.0
事務費	581,661	525,199	90.3	損害金	75,471	107,301	142.2
賃 借 料	54,331	58,729	108.1	事務補助金	33,440	49,155	147.0
動産・不動産償却	230,659	217,599	94.3	責任共有負担金	2,304,395	1,524,660	66.2
信用調査費	9,568	11,742	122.7	雑 収 入	130,715	123,838	94.7
債権管理費	430,781	509,492	118.3				
指導普及費	30,065	35,432	117.9				
負担金	32,294	39,074	121.0				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	8,508,942	8,240,861	96.8				
責任共有負担金納付金	826,336	310.761	37.6				
維支出	8,767	351	4.0				
合 計	12,759,125	11,914,387	93.4	合 計	22,443,496	21,075,123	93.9
経常収支差額	9,684,371	9,160,736	94.6				
経常外支出				経常外収入			
求償権償却	10,523,504	14,678,731	139.5	償却求償権回収金	635,297	720,711	113.4
譲受債権償却	0	0	_	責任準備金戻入	11,355,226	12,425,984	109.4
雑勘定償却	29,050	68,087	234.4	求償権償却準備金戻入	527,334	554,087	105.1
有価証券評価損	0	0	_	求償権補填金戻入	8,955,448	12,780,385	142.7
有価証券売却損	0	0	_	保険金	8,286,897	12,071,985	145.7
退職金	7,112	10,666	150.0	損失補償補填金	668,551	708,400	106.0
責任準備金繰入	11,318,005	12,145,997	107.3	有価証券評価益	0	0	_
求償権償却準備金繰入	554,087	756,315	136.5	有価証券売却益	0	0	_
その他支出	40,800	6,425	15.7	補助金	0	0	_
	,	-,		その他収入	46,232	0	0.0
					.0,202	Ü	0.0
合 計	22,472,558	27,666,221	123.1	合 計	21,519,537	26,481,167	123.1
経常外収支差額	-953,020	-1,185,053	124.3				
				制度改革促進基金取崩額	0	0	_
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	
当期収支差額	8,731,351	7,975,683	91.3				
収支差額変動準備金繰入額	2,915,990	3,397,255	116.5				
基本財産繰入額	5,815,361	4,578,428	78.7				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和4年度収支計算書(図解)

支 出

収 入

経常収入

業務費 34億円(34億円)

経常支

信用保険料82億円(85億円)

常支出

責任共有負担金納付金 3億円(8億円)

保証料

決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

預け金利息等 14億円(13億円)

保証料

179億円(186億円)

責任共有負担金 15億円(23億円)

その他 3億円(2億円)

責任準備金戻入

124億円(114億円)

責任共有負担金

責任共有制度において負担金 方式を選択した金融機関が、 過去の制度利用実績(代位弁済 率等)に応じて協会に納める 負担金を計上しています。

求償権償却 ……………

信用保険料

公庫への信用保険料は1年分

前払いですが、決算書上では

当該決算期間に対応する額を

計上します。つまり(当期支払

保険料+前期末未経過保険料+

当期末未払保険料-前期末

未払保険料-当期末未経過

保険料)が計上されます。

年度末求償権のうち当年度中に受領した保険金・損失補償補填金を原資として償却するもの(128億円)および代位弁済後5年を経過したものと当協会の償却基準により特に回収困難と認められるもの(19億円)を合算した147億円を計上しています。

求償権償却 147億円(105億円)

経常外支出

支出

経常外収入

求償権償却準備金戻*了* 6億円(5億円) 責任準備金戻入

景気変動等により代位弁済が 著しく増加した場合に備え (支払い資金)として、保証債務 残高に対して一定の割合を 積み立てています。洗替え方式 を採用しており、前期末に計上 した責任準備金の戻入(収入) が行われると同時に当期責任 準備金の繰入(支出)が行われ ます。

求償権償却 準備金繰入

求償権は100%回収可能なものではないので、資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。洗替え方式を採用しているので、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入(収入)が行われると同時に、求償権償却準備金の繰入(支出)が行われます。

求償権償却準備金繰入 8億円(6億円) その他1億円(1億円)

責任準備金繰入

121億円(113億円)

当期収支差額 80億円(87億円) 求償権補填金戻入 128億円(90億円)

その他 7億円(7億円)

·求償権補填金戻入

代位弁済により公庫から受領した保険金と兵庫県等から受領した損失補償補填金からなっています。求償権補填金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。

※()内は前期の数字

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産①

基本財産とは

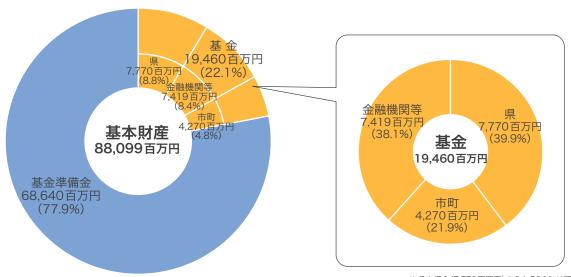
基本財産とは一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍と定められています。したがって、事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たして令和4年度は保証債務残高1兆8,158億円に対して、基本財産は880億99百万円で、実際倍率は20.6倍となりました。

基本財産の構成

基本財産は基金および基金準備金で構成されています。

- ②基金準備金・・・・・・・・・・・・・毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れを した金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- ③金融安定化特別基金・・・・・中小企業金融安定化特別保証を実施するため、国から拠出された特別な基金です (平成21年度末をもって廃止)。

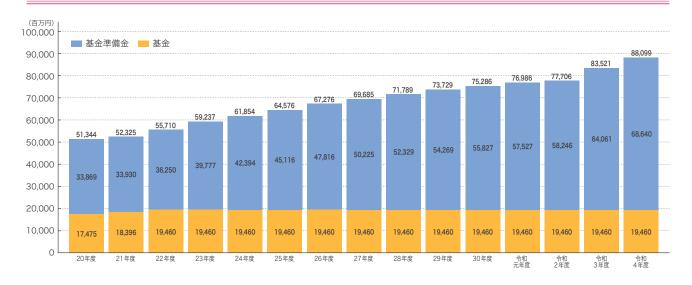
基本財産の内訳 (令和5年3月31日現在)



※県出捐金(7,770百万円)のうち56.1%は国庫から拠出

基本財産		88,099百万円
①基金		19,460百万円
	地方公共団体出捐金	12,040百万円
	金融機関等負担金·出捐金	7,419百万円
②基金準備金		68,640百万円

基本財産の推移



(単位:千円)

年 度	基本財産	基金	基金準備金
平成20年度	51,344,201	17,474,968	33,869,233
平成21年度	52,325,474	18,395,558	33,929,916
平成22年度	55,709,966	19,459,578	36,250,388
平成23年度	59,236,803	19,459,578	39,777,225
平成24年度	61,853,976	19,459,578	42,394,399
平成25年度	64,575,619	19,459,578	45,116,041
平成26年度	67,275,993	19,459,578	47,816,415
平成27年度	69,684,868	19,459,578	50,225,290
平成28年度	71,788,951	19,459,578	52,329,373
平成29年度	73,729,037	19,459,578	54,269,459
平成30年度	75,286,385	19,459,578	55,826,807
令和元年度	76,986,385	19,459,578	57,526,807
令和2年度	77,705,540	19,459,578	58,245,962
令和3年度	83,520,901	19,459,578	64,061,323
令和4年度	88,099,329	19,459,578	68,639,751

基本財産②

基本財産の増強

信用保証協会が健全な経営を行い、その公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。当協会は県・市町からの出捐金、金融機関からの負担金および国からの金融安定化特別基金のほか、自己造成による基金準備金への繰り入れにより、その増強に努めてきました。

特に平成7年度には震災融資により急増した保証債務残高に対処するため、県・市町、金融機関に出捐金・ 負担金の拠出要請をいたしました。また、その後についても保証債務残高の増勢が見込まれたことから、 5カ年造成計画を策定して基本財産の充実を図りました。

年度別造成額 (単位: 千円)

							人型内内 儿	
年 度	基金	出捐金			金融機関等	基金準備金	金融安定化 特別基金	計
		山汨亚	兵庫県	市町	負担金		141034570	
平成 7年度~ 平成19年度	10,431,645	7,565,125	5,040,066	2,525,059	2,866,520	14,457,767	12,166,000	37,055,412
平成20年度	613,270	0	0	0	613,270	29,082	0	642,352
平成21年度	920,590	0	0	0	920,590	60,684	0	981,274
平成22年度	1,064,020	0	0	0	1,064,020	2,320,471	0	3,384,491
平成23年度	0	0	0	0	0	3,526,838	0	3,526,838
平成24年度	0	0	0	0	0	2,617,173	0	2,617,173
平成25年度	0	0	0	0	0	2,721,642	0	2,721,642
平成26年度	0	0	0	0	0	2,700,375	0	2,700,375
平成27年度	0	0	0	0	0	2,408,874	0	2,408,874
平成28年度	0	0	0	0	0	2,104,084	0	2,104,084
平成29年度	0	0	0	0	0	1,940,086	0	1,940,086
平成30年度	0	0	0	0	0	1,557,348	0	1,557,348
令和 元年度	0	0	0	0	0	1,700,000	0	1,700,000
令和 2年度	0	0	0	0	0	719,155	0	719,155
令和 3年度	0	0	0	0	0	5,815,361	0	5,815,361
令和 4年度	0	0	0	0	0	4,578,428	0	4,578,428
合 計	13,029,525	7,565,125	5,040,066	2,525,059	5,464,400	49,257,368	12,166,000	74,452,893

出捐金・金融機関等負担金の残高

①総括表

(令和5年3月31日現在 単位:千円)

			(1)相3十3/131日兆日 十四・111/
拠 出 先	出捐金	金融機関等負担金	合 計
地方公共団体	12,040,212	_	12,040,212
金融機関等	78,235	7,341,131	7,419,366
合計	12,118,447	7,341,131	19,459,578

②地方公共団体

(令和5年3月31日現在 単位:千円)

	出捐金
兵庫県	7,770,175

	出捐金
神戸市	1,621,650
尼崎市	369,400
西宮市	295,400
姫路市	396,665
明石市	158,900
洲本市	59,100
芦屋市	77,700
伊丹市	118,210
相生市	20,500
豊岡市	52,270
加古川市	142,700
たつの市	68,780
赤穂市	25,850
西脇市	53,050
宝塚市	90,450
三木市	63,200
高砂市	54,200
川西市	40,900
小野市	30,900
三田市	40,100
加西市	34,400
丹波篠山市	24,983
養父市	19,257
丹波市	53,280
南あわじ市	78,370
朝来市	22,060
宍粟市	27,550
淡路市	65,084
加東市	27,133
市計	4,132,042

(1-14-	1 = 73 = 1 = 7137
	出捐金
川辺郡 猪名川町	4,380
多可郡 多可町	22,140
加古郡 稲美町	13,850
播磨町	12,510
神崎郡 神河町	9,210
市川町	8,690
福崎町	14,872
揖保郡 太子町	17,940
赤穂郡 上郡町	8,336
佐用郡 佐用町	11,200
美方郡 香美町	9,241
新温泉町	5,626
町 計	137,995

地方公共団体計	12.040.212

3金融機関等

(令和5年3月31日現在 単位:千円)

		(13相3年37131日兆比 丰盛:1117	
	出捐金	金融機関等負担金	숌 計
都市銀行	39,515	2,760,120	2,799,635
地方銀行	4,965	639,510	644,475
第二地方銀行協会加盟行	5,400	1,142,425	1,147,825
信託銀行	1,300	32,310	33,610
信用金庫	22,480	2,379,006	2,401,486
信用組合	3,905	322,135	326,040
農業協同組合	0	3,450	3,450
商工組合中央金庫	250	42,010	42,260
日本政策金融公庫	10	0	10
新生銀行	100	1,900	2,000
あおぞら銀行	300	0	300
生命保険会社	0	2,300	2,300
損害保険会社	0	500	500
預金保険機構	10	480	490
労働金庫	0	1,500	1,500
その他	0	13,485	13,485
合 計	78,235	7,341,131	7,419,366

保証の状況①

保証承諾の推移(金額)

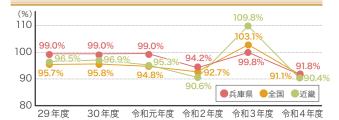


■保証承諾の件数と金額の推移

(単位:件、百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保証承諾	件数	26,662	26,031	27,669	74,002	20,366	20,919
	金額	428,528	427,283	458,768	1,339,570	324,907	361,742
	前年比	100.3%	99.7%	107.4%	292.0%	24.3%	111.3%

保証承諾率の推移(件数)



保証承諾率の推移(金額)



■保証承諾率の件数と金額の推移

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
● 兵庫県	件 数	99.0%	99.0%	99.0%	94.2%	99.8%	91.8%
	金 額	99.0%	99.1%	98.6%	90.5%	99.2%	88.8%
全 国	件数	95.7%	95.8%	94.8%	92.7%	103.1%	91.1%
● 土 □	金 額	93.8%	94.1%	91.3%	87.5%	104.4%	86.1%
● 近 畿	件 数	96.5%	96.9%	95.3%	90.6%	109.8%	90.4%
	金 額	96.2%	96.5%	93.3%	85.6%	113.6%	87.7%

保証利用度の推移(件数)



■保証利用度の推移(企業数)

		- 10				(半W·仁)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中小企業者数	154,646	144,748	144,748	144,748	144,748	144,748
保証利用企業数	45,900	45,501	44,800	59,936	61,201	61,091
●兵庫県内企業利用度	29.7%	31.4%	31.0%	41.4%	42.3%	42.2%
●全国企業利用度	33.1%	34.1%	33.0%	43.5%	44.3%	44.3%
●近畿企業利用度	30.1%	31.5%	30.3%	41.2%	42.2%	42.3%
				Land I I	A 3114 - 4	1 > - 1 -

※中小企業者数:中小企業白書付属統計資料

保証利用度の推移(金額)



■保証利用度の推移(金額)

(単位:億円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総貸出残高	164,430	165,790	167,563	175,883	176,370	_
保証債務残高	10,966	10,963	11,104	18,805	18,793	_
● 兵庫県内貸出金利用度	6.7%	6.6%	6.6%	10.7%	10.7%	_
●全国貸出金利用度	3.7%	3.5%	3.4%	6.3%	6.2%	_
●近畿貸出金利用度	5.5%	5.3%	5.2%	9.0%	9.0%	_

※令和4年度の保証利用度(金額)については、貸出残高等が確定していないため省略しています。

保証金額別承諾額の推移(構成比)

保証期間別承諾額の推移(構成比)



■保証金額別承諾額の構成比と金額の推移

(単位:百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
● 1,000万円以下	構成比	18.6%	18.4%	18.2%	16.0%	19.4%	17.0%
1,000万万以下	承諾額	79,670	78,427	83,582	214,982	63,120	61,321
● 1,000万円超3,000万円以下	構成比	35.2%	33.8%	34.8%	45.2%	36.0%	33.8%
● 1,000万尺度3,000万尺下	承諾額	150,935	144,615	159,520	605,025	116,827	122,603
● 3,000万円超5,000万円以下	構成比	22.6%	21.2%	22.1%	28.7%	24.3%	25.9%
5,000万円超5,000万円以下	承諾額	96,750	90,570	101,416	383,821	79,013	93,515
● 5,000万円超10,000万円以下	構成比	21.2%	23.2%	22.1%	9.6%	17.0%	20.7%
9,000万尺超10,000万尺下	承諾額	90,875	99,000	101,232	127,998	55,230	74,978
• 10 000 Em#	構成比	2.4%	3.4%	2.8%	0.6%	3.3%	2.6%
● 10,000万円超	承諾額	10,299	14,671	13,018	7,743	10,716	9,325

■保証期間別承諾額の構成比と金額の推移

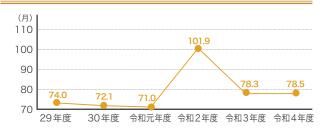
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年以下	構成比	12.1%	15.9%	18.5%	4.7%	18.1%	15.9%
一十八十	承諾額	51,759	68,121	84,752	62,816	58,954	57,491
● 1年超3年以下	構成比	3.5%	3.2%	3.2%	2.9%	3.2%	2.6%
1千起3千块1	承諾額	15,108	13,721	14,858	38,575	10,247	9,419
● 3年超5年以下	構成比	10.2%	9.2%	8.6%	4.6%	7.1%	7.5%
3 千起 3 千以 1	承諾額	43,682	39,171	39,648	61,784	23,090	27,234
● 5年超7年以下	構成比	29.1%	23.1%	22.3%	5.3%	12.2%	13.0%
● 5 平起 7 平以 1	承諾額	124,532	98,737	102,197	71,306	39,739	47,074
● 7年超	構成比	45.1%	48.6%	47.4%	82.5%	59.4%	61.0%
十一世	承諾額	193,446	207,533	217,313	1,105,089	192,878	220,524

保証の状況②

1件あたりの平均保証承諾額の推移



1件あたりの平均保証期間の推移



■1件あたりの平均保証承諾額と期間の推移

(単位:千円、月)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
● 金 額	16,073	16,414	16,581	18,102	15,953	17,293
●期間	74.0	72.1	71.0	101.9	78.3	78.5

業種別承諾額の推移(構成比)



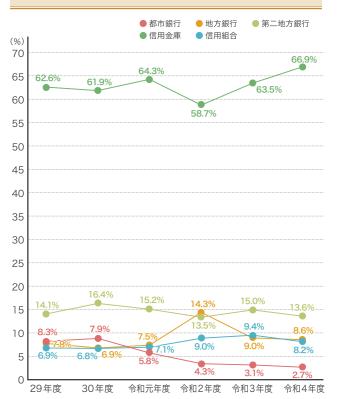
■業種別承諾額の構成比と金額の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
●製造業	構成比	16.9%	17.2%	16.4%	17.5%	16.3%	15.9%
▼	承諾額	72,420	73,523	75,206	234,145	52,856	57,605
●建設業	構成比	27.2%	25.9%	26.2%	24.9%	26.8%	27.6%
	承諾額	116,750	110,722	120,216	333,270	87,141	99,776
● 卸売業	構成比	15.7%	16.1%	16.1%	15.3%	15.1%	16.1%
→ 此元未	承諾額	67,085	68,689	74,050	205,560	48,959	58,069
● 小売業	構成比	12.0%	11.3%	11.4%	10.5%	12.6%	11.9%
小元未	承諾額	51,373	48,310	52,404	140,745	40,921	42,945
◆ ++ ビッ **	構成比	13.1%	14.2%	14.1%	16.4%	14.4%	13.7%
● サービス業	承諾額	56,270	60,507	64,729	220,039	46,857	49,525
●工計主業	構成比	5.4%	5.9%	6.4%	5.3%	6.4%	6.1%
● 不動産業	承諾額	23,185	25,390	29,435	71,368	20,778	22,166

主要地域別承諾額の推移(構成比)

● 神戸市 ● 姫路市 ● 尼崎市 ● 明石市 ● 西宮市 ●加古川市 (%) 40 35 33.2% 32.5% 31.8% 30 29.9% 29.6% 29.5% 25 20 15 13.0% 12.4% 12.3% 11.3% 11.1% _____ 11:1% 10.8% 10 10.2% 5.9% 5.7% 5.8% 5.6% 4.9% 4.6% 5 4.5% 4.6% 4.3% 3.9% 3.5% 3.4% 4.0% 3.0% 3.5% 3.6% 0 29年度 30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度

金融機関群別承諾額の推移(構成比)



■主要地域別承諾額の構成比と金額の推移

(単位:百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
●神戸市	構成比	33.2%	32.5%	31.8%	29.5%	29.6%	29.9%
● 神戸巾	承諾額	142,473	138,896	145,963	395,653	96,210	107,988
● 姫路市	構成比	11.1%	11.3%	12.4%	12.3%	13.0%	13.7%
	承諾額	47,554	48,278	56,910	164,762	42,271	49,650
■ PI峽士	構成比	10.8%	11.2%	10.8%	10.2%	10.1%	11.1%
●尼崎市	承諾額	46,276	47,843	49,476	136,177	32,779	40,284
● 明石市	構成比	3.5%	3.5%	3.4%	3.0%	4.0%	3.6%
- H171111	承諾額	14,943	15,114	15,543	40,443	12,924	13,170
● 西宮市	構成比	5.9%	5.7%	5.6%	5.8%	4.6%	3.9%
	承諾額	25,385	24,265	25,773	77,038	14,878	13,935
• +n+111+	構成比	4.7%	4.5%	4.6%	4.3%	4.2%	4.9%
● 加古川市	承諾額	20,298	19,409	20,882	57,974	13,565	17,794

■金融機関群別承諾額の構成比と金額の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
●都市銀行	構成比	8.3%	7.9%	5.8%	4.3%	3.1%	2.7%
	承諾額	35,701	33,667	26,469	57,374	10,116	9,694
● 地方銀行	構成比	7.8%	6.9%	7.5%	14.3%	9.0%	8.6%
地力 銀打	承諾額	33,598	29,356	34,417	191,775	29,257	30,969
● 第二地方銀行	構成比	14.1%	16.4%	15.2%	13.5%	15.0%	13.6%
第二地/0 政门	承諾額	60,502	70,143	69,837	181,326	48,607	49,129
●信田令庫	構成比	62.6%	61.9%	64.3%	58.7%	63.5%	66.9%
● 信用金庫	承諾額	268,216	264,491	294,787	786,871	206,252	242,154
_ /= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	構成比	6.9%	6.8%	7.1%	9.0%	9.4%	8.2%
●信用組合	承諾額	29,547	29,068	32,766	120,576	30,532	29,703

保証の状況③

制度別承諾額の推移(構成比)



■制度別承諾額の構成比と金額の推移

(単位:百万円)

							(キロ・ロハロ)
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
● 一般保証	構成比	74.2%	82.7%	78.5%	10.3%	57.4%	62.3%
	承諾額	317,843	353,560	359,907	137,882	186,417	225,459
● 県制度保証	構成比	24.8%	16.6%	21.0%	89.6%	42.2%	37.3%
	承諾額	106,204	70,891	96,348	1,200,649	136,974	134,842
● 市・町制度保証	構成比	1.0%	0.7%	0.5%	0.1%	0.5%	0.4%
	承諾額	4,481	2,832	2,513	1,039	1,516	1,441

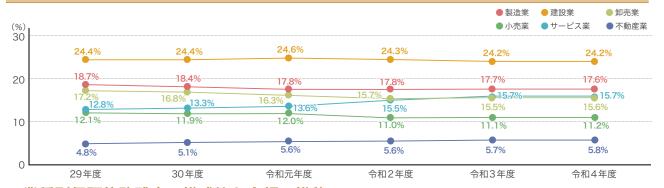
保証債務残高の推移(金額)



■保証債務残高の件数と金額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	件 数	92,683	91,484	90,772	127,976	130,917	130,343
保証債務残高	金 額	1,096,550	1,096,270	1,110,403	1,880,480	1,879,278	1,815,754
	前年比	102.1%	100.0%	101.3%	169.4%	99.9%	96.6%
セーフティネット	金 額	215,877	175,818	145,755	194,859	183,911	177,916
保証(5号)	構成比	19.7%	16.0%	13.1%	10.4%	9.8%	9.8%

業種別保証債務残高の推移(構成比)

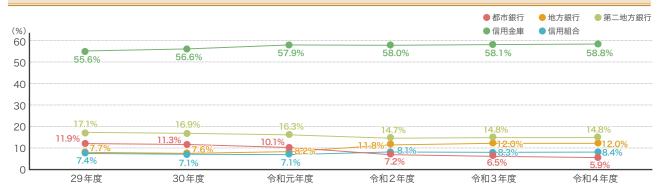


■業種別保証債務残高の構成比と金額の推移

(単位:百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
●製造業	構成比	18.7%	18.4%	17.8%	17.8%	17.7%	17.6%
发 迎来	保証残高	204,509	201,198	198,105	335,212	332,168	318,814
建設業	構成比	24.4%	24.4%	24.6%	24.3%	24.2%	24.2%
建议未	保証残高	267,370	267,811	273,577	457,692	455,167	439,899
卸売業	構成比	17.2%	16.8%	16.3%	15.7%	15.5%	15.6%
即元未	保証残高	188,744	183,678	180,745	295,321	291,981	283,051
● 小売業	構成比	12.1%	11.9%	12.0%	11.0%	11.1%	11.2%
→ 小元未	保証残高	132,348	130,841	133,162	206,443	208,754	203,589
● サービス業	構成比	12.8%	13.3%	13.6%	15.5%	15.7%	15.7%
・リーレへ来	保証残高	140,501	145,583	151,184	292,062	295,921	284,866
不動産業	構成比	4.8%	5.1%	5.6%	5.6%	5.7%	5.8%
●个到任未	保証残高	52,581	56,414	62,262	104,954	107,868	105,567

金融機関群別保証債務残高の推移(構成比)



■金融機関群別保証債務の残高構成比と金額の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
● 都市銀行	構成比	11.9%	11.3%	10.1%	7.2%	6.5%	5.9%
	保証残高	130,039	124,198	112,610	135,249	122,763	106,627
● 地方銀行	構成比	7.7%	7.6%	8.2%	11.8%	12.0%	12.0%
- ルピノリ 頭以 1]	保証残高	84,196	83,808	91,461	222,006	226,090	218,667
● 第二地方銀行	構成比	17.1%	16.9%	16.3%	14.7%	14.8%	14.8%
第二地刀蚁1]	保証残高	187,446	185,009	181,175	277,232	277,776	267,982
● 信用金庫	構成比	55.6%	56.6%	57.9%	58.0%	58.1%	58.8%
●旧用亚牌	保証残高	609,135	620,982	642,860	1,090,314	1,092,414	1,067,062
信用組合	構成比	7.4%	7.1%	7.1%	8.1%	8.3%	8.4%
	保証残高	80,981	78,341	78,847	151,819	156,799	152,400

保証の状況④

有担保・無担保別保証債務残高の推移(金額)



■有担保・無担保別保証債務残高の件数と金額の推移

(単位:件、百万円)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
/ ₽ ₹ ₹ £	責務残高	件数	92,683	91,484	90,772	127,976	130,917	130,343
 木証	貝份次同	金額	1,096,550	1,096,270	1,110,403	1,880,480	1,879,278	1,815,754
		件数	5,709	5,266	4,935	4,237	3,931	3,636
有 担	担 保	金額	80,171	74,890	69,865	61,130	55,664	50,006
		構成比	7.3%	6.8%	6.3%	3.3%	3.0%	2.8%
		件数	86,974	86,218	85,837	123,739	126,986	126,707
無	担 保	金額	1,016,379	1,021,380	1,040,539	1,819,350	1,823,614	1,765,748
		構成比	92.7%	93.2%	93.7%	96.7%	97.0%	97.2%

震災関連保証(阪神・淡路大震災)の承諾率・償還状況等(令和5年3月末)

■保証申込・保証承諾

(単位:件、百万円)

		保証	申込		保証承諾					
	件 数 金 額 件 数 金									
震災関連	50	0,493	62	2,661	4	7,011	54	2,179		
※震災関連は平成7年7月に終了しました。										

■承諾率

		承記	若率	
	件	数	金	額
震災関連		93.1%		87.1%

※承諾率=承諾/申込

■償還等

(単位:件、百万円)

(+= 11(13)											4/513/					
	融資実行 A			保	保証債務残高 B			代位弁済(元金) C			償還 A 一 B 一 C					
	件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
震災関連	46,	726	538	3,385		183	1	1,160	7	7,155	54	1,601	39	9,388	482	2,623

■代弁率・償還率(金額)

	代弁率	償還率
震災関連	10.1%	89.6%
	* * *	四 / 耐次中仁

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

(単位:件)

	令和4年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	20,919
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	6,770
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合	32.4%
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	336
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	57
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	94
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	739
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	657
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0
⑩⑥~⑨の合計	1,490

事故報告の状況

事故報告受付の推移(金額)



■事故報告受付の件数と金額の推移

(単位:件、百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	件数	2,693	2,723	2,596	1,664	1,705	2,155
事故報告受付	金額	28,871	30,562	28,792	18,621	20,188	24,600
	前年比	110.6%	105.9%	94.2%	64.7%	108.4%	121.9%
震災関連	金額	207	195	120	95	104	57
辰 火 戌 選	構成比	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	0.2%

事故報告残高の推移(金額)



■事故報告残高の件数と金額の推移

(単位:件、百万円)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		件数	857	812	907	530	721	847
事故報告残	残高	金額	8,576	8,226	10,283	6,191	7,756	9,170
		前年比	104.2%	95.9%	125.0%	60.2%	125.3%	118.2%
高 巛 眼	±	金額	93	88	60	41	40	27
震災関	車	構成比	1.1%	1.1%	0.6%	0.7%	0.5%	0.3%

代位弁済の状況・回収の状況

代位弁済の推移(金額)



■代位弁済の件数と代弁元金の推移

(単位:件、百万円)

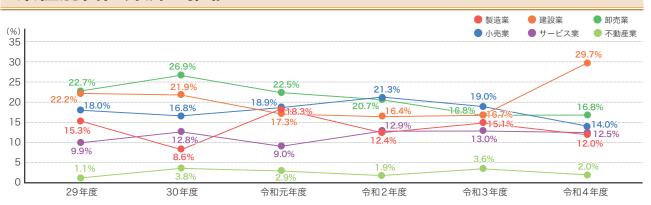
							() == 11 (== 7313)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	件 数	1,505	1,634	1,643	1,295	940	1,312
代 位 弁 済	代弁元金	17,049	19,302	18,593	15,762	11,646	15,653
	前年比	94.5%	113.2%	96.3%	84.8%	73.9%	134.4%
震災関連	代弁元金	114	81	65	49	36	24
辰 火 闵 连	構 成 比	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%

■代位弁済率の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	兵 庫	1.58%	1.77%	1.71%	0.97%	0.61%	0.85%
代位弁済率(全体)	全 国	1.54%	1.61%	1.64%	0.69%	0.57%	0.82%
	近 畿	1.61%	1.63%	1.60%	0.74%	0.57%	0.82%
代位弁済率(震災)	震災	10.02%	10.04%	10.05%	10.06%	10.07%	10.07%

※代位弁済率は、全体分については「代弁元利/保証債務平均残高」、震災分については「代弁元金(年度末累計)/保証承諾(平成14年3月末累計)」により算出しました。

業種別代位弁済の推移(構成比)



■主要業種別代位弁済の構成比と金額の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
製造業	構成比	15.3%	8.6%	18.3%	12.4%	15.1%	12.0%
● 表 担未	代弁元利	2,629	1,667	3,415	1,961	1,767	1,891
●建設業	構成比	22.2%	21.9%	17.3%	16.4%	16.7%	29.7%
建议未	代弁元利	3,811	4,258	3,229	2,607	1,955	4,665
● 卸売業	構成比	22.7%	26.9%	22.5%	20.7%	16.8%	16.8%
一 即元未	代弁元利	3,901	5,226	4,212	3,291	1,967	2,648
● 小売業	構成比	18.0%	16.8%	18.9%	21.3%	19.0%	14.0%
小元未	代弁元利	3,090	3,256	3,530	3,372	2,227	2,206
● サービス業	構成比	9.9%	12.8%	9.0%	12.9%	13.0%	12.5%
サーレ人来	代弁元利	1,692	2,480	1,678	2,045	1,527	1,960
● 不動産業	構成比	1.1%	3.8%	2.9%	1.9%	3.6%	2.0%
●介制性未	代弁元利	194	744	542	306	427	321

金融機関群別代位弁済の推移(構成比)



■金融機関群別代位弁済の構成比と金額の推移

(単位:百万円)

(单位.								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
●都市銀行	構成比	11.5%	11.0%	9.0%	11.3%	7.4%	8.3%	
	代弁元利	1,978	2,143	1,682	1,786	869	1,309	
● 地方銀行	構成比	8.0%	4.3%	4.8%	9.9%	11.4%	5.9%	
地力或1」	代弁元利	1,379	840	890	1,568	1,334	934	
● 第二地方銀行	構成比	19.0%	21.2%	14.6%	16.1%	12.7%	12.6%	
→ 第二地刀或1」	代弁元利	3,259	4,124	2,736	2,561	1,482	1,976	
● 信用金庫	構成比	54.6%	53.0%	61.1%	52.0%	61.6%	64.1%	
● 信用並熚	代弁元利	9,373	10,283	11,439	8,255	7,207	10,080	
● 信用組合	構成比	6.7%	10.1%	10.2%	10.5%	6.6%	9.0%	
	代弁元利	1,146	1,954	1,905	1,661	777	1,420	

求償権回収の推移(金額)



求償権債務者残高・求償権償却の推移

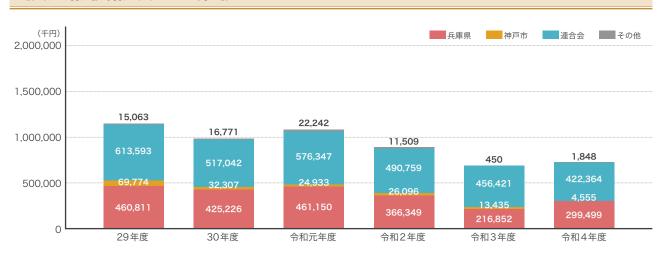


■求償権回収の推移

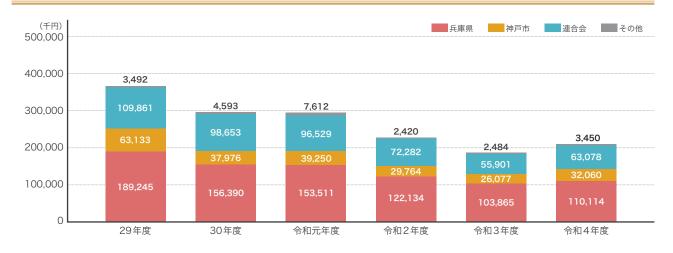
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
求償権債務者残高	508,423	482,098	448,096	448,975	404,099	356,959
総回収	7,278	6,822	6,419	4,629	4,428	4,956
元損回収	7,154	6,714	6,326	4,575	4,387	4,918
元金回収	6,731	6,387	6,019	4,419	4,231	4,648
回収率	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	0.9%	1.1%
回収率(全国)	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%
求償権償却	16,420	17,186	18,589	17,990	10,524	14,679

損失補償の状況等

損失補償補填金の推移



損失補償納付金の推移



■損失補償補填金・損失補償納付金の推移

(単位:千円)

		令和3	3年度		令和4年度				
	損失補填金	構成比	損補納付金	差額	損失補填金	構 成 比	損補納付金	差 額	
兵庫県	216,852	31.6%	103,865	-112,986	299,499	41.1%	110,114	-189,385	
神戸市	13,435	2.0%	26,077	12,642	4,555	0.6%	32,060	27,505	
連合会	456,421	66.4%	55,901	-400,520	422,364	58.0%	63,078	-359,286	
その他	450	0.1%	2,484	2,034	1,848	0.3%	3,450	1,603	
合 計	687,157	100%	188,327	-498,830	728,265	100%	208,702	-519,563	

[※]損失補填金の受領金と損補納付金は、代位弁済および求償権回収に係る年度が2ヵ年度にまたがります。

[・]連合会の損失補填金は、前年度4月〜当年度3月の代位弁済に対するものです。 ・連合会の損補納付金は、前年度2月〜当年度1月の回収に対するものです。 ・地公体の損失補填金は、前年度11月~当年度10月の代位弁済に対するものです。 ・地公体の損補納付金は、前年度1月~当年度12月の回収に対するものです。

[※]各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

支払準備資産の推移



収支差額変動準備金の推移



■支払準備資産・収支差額変動準備金の推移

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支払準備資産*	143,151	146,259	150,538	187,473	198,424	198,227
現金・預け金	31,986	31,640	34,263	45,652	50,868	48,458
有価証券等	111,165	114,619	116,275	141,821	147,557	149,769
収支差額変動準備金	35,408	36,965	38,384	38,844	41,760	44,050

※借入金および関連会社株式を除きます。

広報活動、反社会的勢力への対応、 コンプライアンス、協会組織

広報活動

サンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサー

当協会の認知度向上及び地域経済発展の後押しをすることを目的 として、令和3年5月からサンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組 スポンサーを始めました。

番組名には、アンテナのように様々な情報を受け取り、視聴者に発信するという意味が込められており、兵庫県を中心とした企業、事業、行政の取組、イベントなどを分かりやすく紹介しています。令和5年度についても、引き続き番組スポンサーを務めていますので、ぜひご視聴下さい。



当協会CM映像イメージ図

また、番組スポンサーを開始するにあたり、当協会のより一層の認知度向上および当協会の取組を幅広く周知することを目的としてCMを制作しました。右のQRコードからご視聴ください。 【「あんてなサン」放送時間帯】毎週日曜日22時~22時30分



▲当協会CM動画

LINEによる情報発信

当協会では、時代に即したより効果的な広報活動を展開していくため、令和元年 6月から、LINEによる情報発信を行っています。

LINEでは保証時報発刊のお知らせや保証制度のご案内、各種イベントの開催情報などを配信していますので、配信を希望する方は友だち登録をお願いいたします。

友だち登録の方法については、右のQRコードをお読み取りいただくか、LINEアプリ内で「@hyogo-cgc」を検索していただくと友だち登録をすることができます。詳しくは当協会のホームページをご参照ください。





広報誌「保証時報」の発行

毎月1回、広報誌「保証時報」を発行し、県内金融機関、県・市町、商工会・商工会議所等、約2,000機関に配布しています。協会情報や特集ページなど、充実した内容です。当協会ホームページではバックナンバーもご覧いただけます。





特集コーナー▶



第三者介在・介入排除、反社会的勢力等の排除

第三者介在 · 介入排除

当協会は、公平・公正・平等な信用調査・審査をするため、次のとおり取扱いをしています。

- ●第三者が介在、介入する申込みはお断りします。
- ●申込人以外の方の同席および交渉はお断りします。
- ●申込人以外の方が持参または郵送した申込書は受付しません。
- ●仲介手数料等の支払いが判明した申込みはお断りします。

反社会的勢力等の排除

当協会は、反社会的勢力等とは取引いたしません。

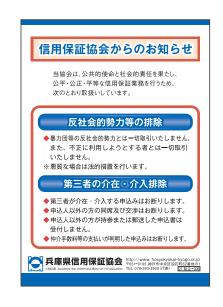
当協会は、従前から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでまいりました。平成24年1月には信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正するなど、反社会的勢力排除の強化に努めています。

反社会的勢力等排除の取組の一環として、チラシやポスターを作成し、事業者や関係機関等に対し周知 徹底を図っています。

また、全職員を対象とした内部研修を行い、反社会的勢力等排除にかかる適切な対応等について徹底を図っています。

今後も反社会的勢力等排除に向けて、全職員一丸となり取り組んでまいります。





コンプライアンス

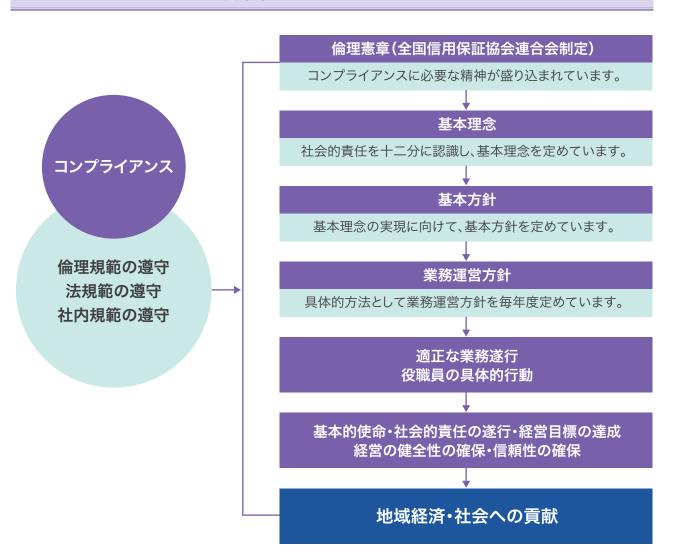
コンプライアンス

当協会が、中小企業金融の円滑化という設立の目的を果たし、持続的に存在していくためには、業務の健全性を維持し、社会から信頼を得ることが不可欠です。

そのため当協会では、あらゆる法令やルールを遵守し、コンプライアンスに則った基本理念、基本方針および業務運営方針を定め、誠実かつ公正な事業活動を行うことを通じて社会的責任や経営目標を達成し、地域経済・社会へ貢献していきます。

あわせて、情報に対するリスク管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

コンプライアンス態勢図

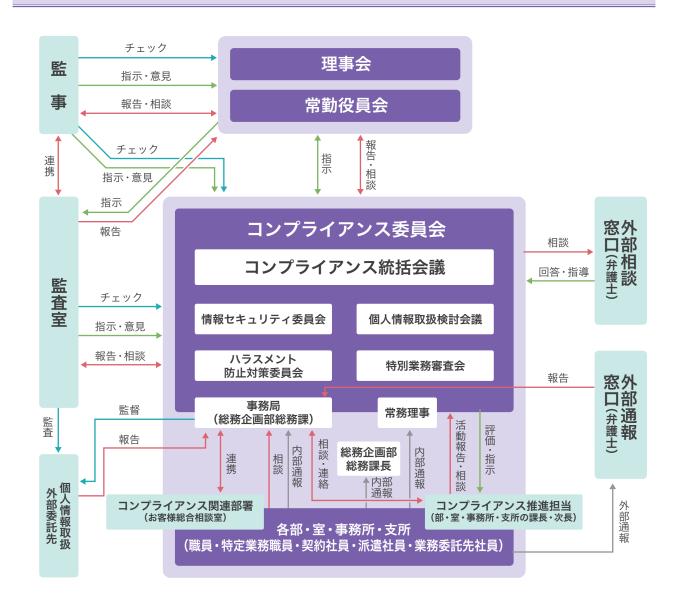


コンプライアンスへの取組

コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが 重要です。そこで当協会では以下の取組を実践しています。

- ①当協会のコンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス 委員会」を設置しています。
- ②法令等遵守態勢を実現する手引き書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ③具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス体制図



個人情報保護①

情報保護への取組

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、協会にとって貴重な財産であり、機密に属するものが多くあります。これらの情報を安全で効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

特に、情報の漏洩等により社会的信用を失う事態を未然に防ぐことは責務であり、情報に対する適切なリスク 管理を重要な情報戦略と認識し、前向きに取り組んでいます。

- ①情報セキュリティを確保するにあたって遵守すべき指針として「情報セキュリティ基本方針」を定めています。
- ②情報セキュリティ基本方針に基づき、遵守とその運営組織について「情報セキュリティ規程」を定めています。
- ③当協会が取得する個人情報について、適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、 信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報に係る取扱い等について「個人情報保護規程」を定めて います。

個人情報保護宣言

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取扱いを以下のとおり「個人情報保護宣言」として 制定しています。

兵庫県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、事業者が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護および個人データの安全管理に努めてまいります。

■ 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。) などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報および個人データを取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会は、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。 なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に 基づく公表事項に関するご案内」の 1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますので ご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ることなく 第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる 目的以外には、使用いたしません。

3. 個人データの適正管理・安全管理

お客様の個人データについて、安全管理の一元管理を図る体制を構築し、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページまたは窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、役職員に周知徹底させるため計画的に教育・研修を行う等個人情報保護への取組を維持、改善していきます。

5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②請求の方法は、当協会窓口に備付けの個人情報開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参ください。(郵送による請求も可能です。)
- ③個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき300円とさせていただきます。 なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の 停止のご要望がある場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める 一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ②6. 及び7. の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ及び窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報および個人データの安全管理に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理 措置に関する相談、質問および苦情窓口

当協会は個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口を設けております。詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

ホームページ https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp

個人情報保護②

個人情報の保護に関する法律に係る取組み

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)は、個人情報の利用目的などについて公表することが定められています。 当協会では以下のとおり主な事項を定め、公表しています。

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

1. 当協会が取扱う個人情報の利用目的(法21条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- (1)法に基づき、お客様の個人情報を信用保証業務およびこれに付随する業務、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ③本人および保証利用資格の確認
 - 5保証・条件変更の決定
 - ②休祉・采件変更の次化
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行 ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施 ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ③代位弁済請求の受付、代位弁済の審査
- (2)保証料率・保険料率の算定および保証料の返戻

⑥保証取引の継続的な管理および事後管理 ⑧取引上必要な各種郵便物の送付

②保証申込・条件変更申込の受付

4保証・条件変更の審査

⑭求償権の行使

- ⑤経営改善・事業再生の支援
- 16その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営
- (2) お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報を適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

$oldsymbol{3}$. 個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

〈取得する情報源の例〉

- ①信用保証委託申込書などお客様にご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客様が信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客様からダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止のお申し出は、当協会 総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)までお願いします。

5₋ 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客様の個人情報の取扱いを委託する場合は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。 当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。 〈委託する事務の例〉

①行方不明先等の調査業務

6 個人情報の第三者提供について(法27条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供することおよび個人情報の取得にあたっての利用目的については、「個人情報の取扱いについて」 (協会所定様式)によりお客様の同意を得ることとしております。

/ 共同利用に関する事項(法27条5項3号関係)

法27条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の 事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客様の同意を得ないで、 その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

- (1)共同利用される個人データの項目
 - ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
 - ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報 ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報 ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報
- (2)共同利用者の範囲
 - ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会 ②一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (3)利用目的
 - 信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析
- (4)個人データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名
 - 〒101-8534 東京都千代田区神田司町二丁目1番地
 - 一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 山本 隆

8. 当協会が取扱う保有個人データに関する事項(法32条1項関係)

(1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称、住所、代表者の氏名

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1

兵庫県信用保証協会 理事長 古川 直行

(2)すべての保有個人データの利用目的

70ページ「1.当協会が取扱う個人情報の利用目的」をご参照ください。

(3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法37条関係)

当協会では、例えば法令等に定められた一定の場合(保証審査内容等)を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示(第三者提供記録の開示を含む。以下同じ。)、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。

①開示等の請求等申出先

開示等の請求等は、「個人情報等に関するお問い合わせ窓口」宛、当協会所定の申請書(下記②参照)に必要書類を添付のうえ、持参または郵送により行ってください。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えください。

②開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等

開示等の請求等を行う場合は、当協会所定の申請書(A)をホームページからダウンロードまたは当協会にご来会のうえ入手していただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付してください。

(A) 当協会所定の申請書

「保有個人データ」開示等申請書

(B)本人確認のための書類

運転免許証、外国人登録証、住民基本台帳カード、パスポート等、原則として、写真付の公的資料のコピー1通※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による開示等の請求等

開示等の請求等をする方が本人、未成年者または成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)または(B)を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

- ・成年後見人の場合は、当協会所定の届出書1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類(戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証等のコピー)1通
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類1通

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

- (B)委任による代理人の場合
- ・当協会所定の代理人選任届 1 通 ・本人の印鑑証明書 1 通 ・代理人本人であることを確認するための書類 1 通 ※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ④開示等の請求等にかかる手数料の額およびその徴収方法

開示等のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、1件につき300円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

手数料等につきましては、当協会窓口にてお支払いいただき、郵送の場合は、同額の定額小為替を申請書類に同封してください。 ※手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、 開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

開示等のうち、「保有個人データの開示の請求」につきましては、書面の交付または電磁的記録の提供による方法のうちお客様が 指定された方法(※)により遅滞なくご回答いたします。その他の開示等につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。 なお、代理人による開示等の請求等に対しましては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

※電磁的記録による開示が困難な場合や開示方法のご指定がない場合は、書面により開示させていただきます。 ⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の利用目的

開示等の請求等に伴い取得した個人情報は、開示等の請求等に応じるために必要な範囲内で取扱いいたします。

⑦保有個人データの不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨をご通知申し上げます。 また、不開示の場合につきましても所定の手数料をご負担していただきます。

- ア、申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- イ. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合

ウ. 所定の申請書類に不備があった場合

- 工. 開示の請求の対象が「保有個人データ」または「第三者提供記録」に該当しない場合
- オ. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- カ. 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 キ. 他の法令に違反することとなる場合

9. 保有個人データの安全管理措置に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法23条関係)

当協会は、個人データについて、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために次のとおり、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。

(基本方針の策定) (個人データの取扱いに係る規律の整備)

(組織的安全管理措置) (人的安全管理措置) (物理的安全管理措置) (技術的安全管理措置)

※各安全措置の詳細内容は当協会ホームページに掲載しています。

10. 苦情の受付窓口に関する事項(法32条1項4号、施行令10条、法40条関係)

個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、お客様総合相談室までお申し出ください。

11. その他

当協会が、別途、利用目的等を個別に示した通知、同意書等によりお客様の承認等をいただいた場合には、その個別の利用目的等が以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

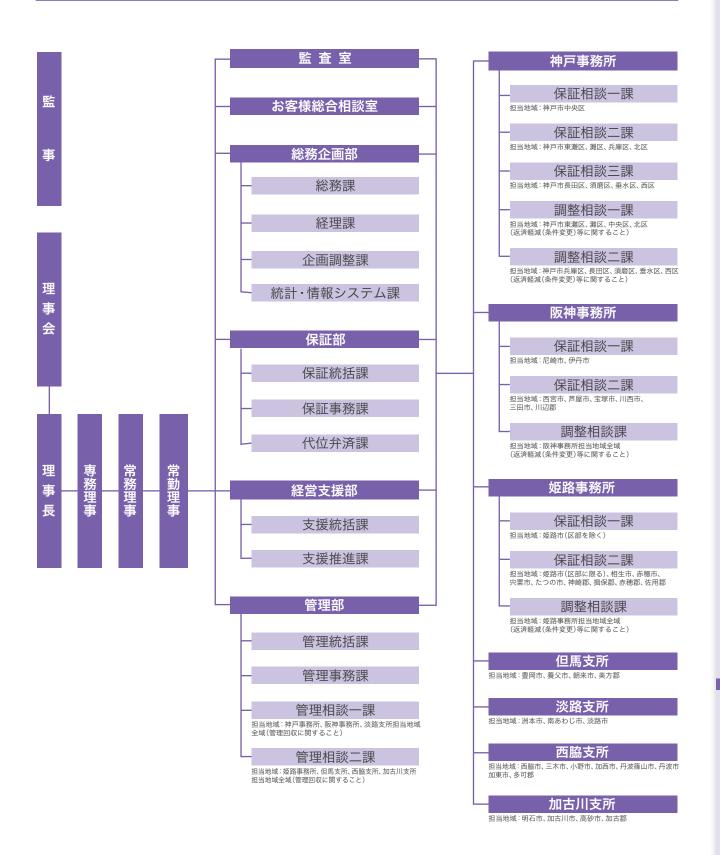
役員構成·機構図

兵庫県信用保証協会役員

(令和5年6月1日現在)

		_				_
役		員	氏			名
理	事	長	古	Ш	直	行
専	務理	事	岡			誠
常	務理	事	本	田	好	隆
常	勤理	事	Ξ	村	光	秀
常	勤理	事	小八	松		誠
理		事	原	田	剛	治
理		事	大	畑	公	平
理		事	栁	田	栄	作
理		事	吉	田	淳	史
理		事	庵	逧	典	章
理		事	結	城	元	紀
理		事	冏	曽	延	晃
理		事	武	市	寿	_
理		事	作	田	誠	司
理		事	土	肥	貴	弘
理		事	楠	山	泰	司
理		事	瀬	Ш	里	志
理		事	幸	田		徹
理		事	谷	П	賢	行
常	勤監	事	棱	野	敦	雄
監		事	城	友	美	子
監		事	材	井	貴	±

兵庫県信用保証協会機構図



お客様総合相談室、経営支援部

お客様総合相談室

当協会は「お客様総合相談室」および「お客様総合相談窓口」を設置し、顧客満足度の向上に努めています。

当協会は、自主・中立の公的機関として、公平・公正・平等を保つため、ご本人主体の審査を行い、適正保証の推進に努め、信頼される保証協会を目指しています。

保証制度や業務に関するお問い合わせについて迅速に対応するとともに、ご提言または苦情・お気づきのことをお聞きし、至らないところを改善し、ご理解をいただくため、「お客様総合相談室」および「お客様総合相談窓口」を開設しています。

お客様総合相談室では、質の高いサービスを提供することを目的として、保証をご利用いただいたお客様ならびに金融機関に対し、「顧客満足度向上アンケート」を年1回実施し、ご意見等を業務改善につなげ適切な対策を講じており、加えて、内部研修の実施による職員の意識改革にも努めています。

※ご相談等ございましたら「お客様総合相談室」または各事務所・支所にお問い合わせください。 お問い合わせ先につきましては、77ページをご覧ください。

> 【お願い】当協会では、信用保証にあたり第三者の介在・介入(口利き)は、お断りしておりますので、 ご依頼にならないようお願いいたします。

経営支援部

創業や事業承継、新事業展開への支援、事業継続のための経営支援を地域と一体となり、より積極的かつ継続的に推進するため「経営支援部」を設置しています。

経営支援部には、経営支援業務の総合調整、統括を行う「支援統括課」および経営支援にかかる保証申込・ 条件変更を行う「支援推進課」を設置しており、支援機関・金融機関の皆さまと連携してより一歩踏み込んだ 経営支援を実施しています。

また、創業フェアをはじめとするイベントの開催に加え、経営改善に取り組んでおられる方には職員が訪問しご相談にお応えすることにより経営改善計画の策定支援につなげるなど、きめ細かなサポートに努めています。

経営支援部	支援統括課	TEL	078-393-3920
	支援推進課	TEL	078-393-4024

関連企業

保証協会債権回収株式会社(サービサー)

平成13年4月1日に、全国の信用保証協会の共同出資によって、「保証協会債権回収株式会社」(本社:東京都)が設立され、これに伴い「保証協会債権回収株式会社兵庫営業所」が西宮市に開設されました。また、平成17年6月1日には、姫路市に姫路分室(当協会姫路事務所2F)が開設されました。令和5年4月1日から、西宮と姫路に所在していた営業所を集約し、下記営業所に移転しています。

同社では、信用保証協会から委託を受けた求償権の管理回収を主たる業務としています。

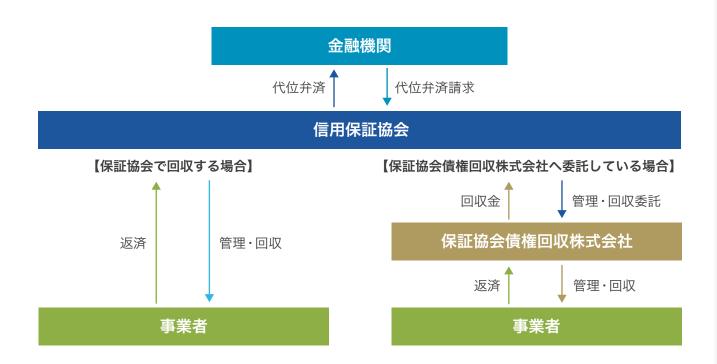
■保証協会債権回収株式会社の県内営業所

〒650-0038 神戸市中央区西町35番地 三井神戸ビルディング3階

TEL 078-392-0220



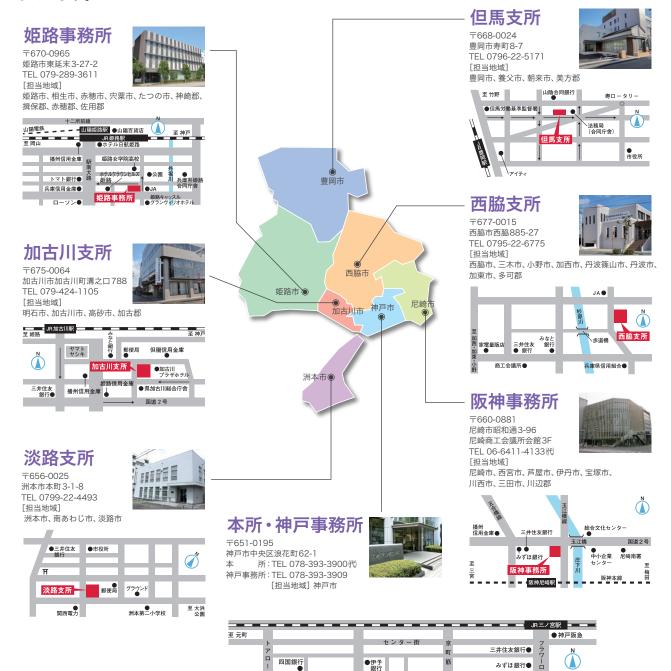
関係図



ネットワーク

県内ネットワーク

兵庫県は近畿地方において、最も広い面積を有しています(大阪府の約4.5倍)。この広い県域に対応するため、当協会は本所と3つの事務所、そして4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。



みなと銀行●

●朝日ビル ●三井住友銀行

大丸●

●神戸信用金庫 本所・神戸事務所 ●播州信用金庫

神戸市役所●

●三菱UFJ銀行

お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	FAX番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)				
お客様糸	お客様総合相談室		078-393-5156	兵庫県下全域 (融資全般の幅広い相談に関すること)				
経営支援部	支援推進課	078-393-4024	078-393-3980	兵庫県下全域 (経営支援にかかる保証申込・条件変更に関すること)				
	保証相談一課	078-393-3909		神戸市中央区				
	保証相談二課	078-393-3913	078-393-3982	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区				
神戸事務所	保証相談三課	078-393-3916		神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区				
	調整相談一課	078-393-3915	078-393-3981	神戸市東灘区、灘区、中央区、北区 (返済軽減(条件変更)等に関すること)				
	調整相談二課	078-393-3924	070-393-3901	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区 (返済軽減(条件変更)等に関すること)				
	保証相談一課	06-6411-4146	06-6411-4144	尼崎市、伊丹市				
阪神事務所	保証相談二課	06-6411-4147	00-0411-4144	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡				
	調整相談課	06-6411-4156	06-6411-4101	阪神事務所担当地域全域 (返済軽減(条件変更)等に関すること)				
	保証相談一課 079-289-3611		070 001 0400	姫路市(区部を除く)				
姫路事務所	保証相談二課	079-289-3612	079-281-6422	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡				
	調整相談課	079-289-3613	079-281-6433	姫路事務所担当地域全域 (返済軽減(条件変更)等に関すること)				
但 馬	支 所	0796-22-5171	0796-22-1349	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡				
淡 路	支 所	0799-22-4493	0799-22-4422	洲本市、南あわじ市、淡路市				
西 脇	支 所	0795-22-6775	0795-23-0645	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、 加東市、多可郡				
加古	川 支 所	079-424-1105	079-425-5671	明石市、加古川市、高砂市、加古郡				
管 理 部	管理相談一課	078-393-3914	078-393-3985	神戸事務所、阪神事務所、淡路支所担当地域全域 (管理回収に関すること)				
	管理相談二課	078-393-3908		姫路事務所、但馬支所、西脇支所、加古川支所担当地域 全域(管理回収に関すること)				

[※]創業前で営業所がない方の場合は、住所地または創業予定地を担当地域とする部署または創業準備相談窓口にご相談ください。

経営支援部 支援推進課内に設置する各種相談窓口について

経営サポート相談窓口
TEL. 078-393-3969事業者からの金融相談に加え、事業経営全般に関する相談にお応えしています。

事業承継相談窓口 TEL. 078-393-3962 支援機関への取次ぎ、外部専門家派遣など、事業承継に課題を抱えている方の課題解決や資金調達に関する相談にお応えしています。

女性企業家相談窓口
TEL. 078-393-3910女性企業家の方が、女性ならではのアイデア、感性、経験等を活かした事業を円滑に進めるための各種
相談にお応えしています。

ホームページアドレス

https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp

全国ネットワーク

各都道府県および4市に計51の信用保証協会が設立されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約40兆円(令和4年度末)、信用保証協会を利用している事業者は 約159万企業に及んでいます。

北海道・東北地方

北海道信用保証協会 福島県信用保証協会

関東地方

茨城県信用保証協会 青森県信用保証協会 栃木県信用保証協会 岩手県信用保証協会 群馬県信用保証協会 宮城県信用保証協会 埼玉県信用保証協会 秋田県信用保証協会 千葉県信用保証協会 山形県信用保証協会 東京信用保証協会 神奈川県信用保証協会 横浜市信用保証協会 川崎市信用保証協会

甲信越地方

新潟県信用保証協会 山梨県信用保証協会 長野県信用保証協会

東海地方

静岡県信用保証協会 名古屋市信用保証協会 岐阜県信用保証協会 三重県信用保証協会

北陸地方

富山県信用保証協会 石川県信用保証協会

近畿地方

滋賀県信用保証協会 愛知県信用保証協会 京都信用保証協会 大阪信用保証協会 兵庫県信用保証協会 岐阜市信用保証協会 奈良県信用保証協会 和歌山県信用保証協会

中国地方

鳥取県信用保証協会 島根県信用保証協会 福井県信用保証協会 岡山県信用保証協会 広島県信用保証協会 山口県信用保証協会

■中兵庫信用金庫

■兵庫県信用組合

■但陽信用金庫

■淡陽信用組合

四国地方

香川県信用保証協会 徳島県信用保証協会 高知県信用保証協会 愛媛県信用保証協会

九州・沖縄地方

福岡県信用保証協会 佐賀県信用保証協会 長崎県信用保証協会 熊本県信用保証協会 大分県信用保証協会 宮崎県信用保証協会 鹿児島県信用保証協会 沖縄県信用保証協会

県内の中小企業支援ネットワーク

県内の事業者に金融と経営の一体的支援を実施するため、当協会を含めた36機関で兵庫県地域支援 金融会議を構成しています。

兵庫県地域支援金融会議 構成機関

- ■(公財)ひょうご産業活性化センター
- ■兵庫県商工会議所連合会(神戸商工会議所)
- ■兵庫県商工会連合会
- ■兵庫県中小企業団体中央会
- ■兵庫県中小企業活性化協議会
- ■地域経済活性化支援機構
- ■(一社)兵庫県中小企業診断士協会
- ■兵庫県弁護士会
- ■日本公認会計士協会兵庫会
- ■近畿税理士会
- ■商工組合中央金庫 神戸支店
- 中小企業事業 ■日本政策金融公庫 神戸支店 | 国民生活事業

- ■三井住友銀行
- ■但馬銀行
- ■みなと銀行
- ■神戸信用金庫
- ■姫路信用金庫
- ■播州信用金庫
- ■兵庫信用金庫 ■尼崎信用金庫
- ■日新信用金庫
- ■淡路信用金庫
- ■但馬信用金庫
- ■西兵庫信用金庫

- ■(一社)神戸銀行協会
- ■(一社)兵庫県信用金庫協会
- ■(一社)兵庫県信用組合協会
- ■信金中央金庫 神戸支店
- ■近畿経済産業局
- ■近畿財務局 神戸財務事務所
- ■兵庫県 産業労働部
- ■兵庫県信用保証協会(事務局)

本誌の内容については、総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)へお問い合わせください。



Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken



Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken